

# 津山市業務継続計画

平成30年3月

津山市

## 《 目 次 》

第1章 津山市業務継続計画の基本的な考え方 .....	4
1．計画の目的 .....	4
2．計画の位置付け .....	4
3．計画策定の効果 .....	5
4．基本方針 .....	6
5．対象とする組織 .....	7
6．発動及び終結 .....	7
第2章 前提とする災害と被害想定 .....	8
1．津山市の特性 .....	8
2．前提とする災害 .....	14
3．津山市域における被害想定 .....	15
第3章 非常時優先業務の選定 .....	18
1．非常時優先業務の考え方 .....	18
2．非常時優先業務の対象期間 .....	18
3．非常時優先業務の選定基準 .....	18
4．非常時優先業務の選定結果 .....	20
第4章 非常時優先業務の実施体制 .....	21
1．指揮命令系統 .....	21
2．津山市災害対策本部の活動 .....	21
3．職務代行 .....	26
4．職員の参集体制 .....	26
5．職員参集状況の想定 .....	27
6．職員の確保対策 .....	30

第5章 非常時優先業務の実施に必要な資源の現状と対策.....	32
1．庁舎.....	32
2．電気、水、食料等.....	33
3．通信手段.....	35
4．情報システム等.....	37
5．公用車.....	38
6．その他の物品・用品等.....	39
第6章 業務継続体制の向上.....	40
1．計画の見直し・更新.....	40
2．業務継続体制の整備・強化.....	40
3．平常時からの備え.....	41

#### 附属資料

- ・非常時優先業務一覧

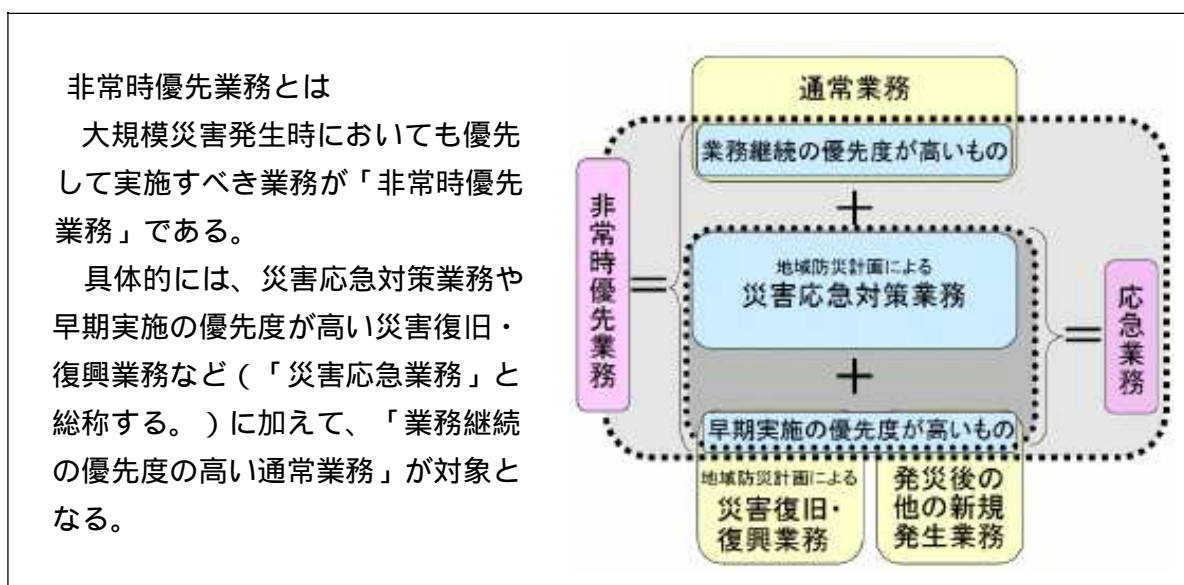
## 第 1 章 津山市業務継続計画の基本的な考え方

### 1. 計画の目的

大規模災害が発生した際に、各自治体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方で、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

しかし、平成 23 年 3 月の東日本大震災や、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨等、過去の災害では、自治体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられるところである。

このため、災害により、津山市の資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合にあっては、被災者の保護や住民生活の安定のために最大限の役割が果たせるよう、津山市業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定し、優先的に実施すべき業務（「非常時優先業務」）を特定するとともに、業務の執行体制や、その対応手順、継続に必要な資源の確保等について、あらかじめ定めるものである。



### 2. 計画の位置付け

津山市防災会議は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき「津山市地域防災計画」を作成しており、本市及び防災関係機関並びに事業者及び住民が、災害の予防から、応急対策、復旧・復興までに取り組むべき基本的事項を総合的に定めている。

これに対し、「津山市業務継続計画」は、地域防災計画を補完するものとして、被災により制約が伴う状況下においても、災害応急業務及び優先度の高い通常業務を的確に実施するために、本市が独自に定めるものである。

< 地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点） >

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	津山市防災会議が作成し、津山市、岡山県、防災関係機関等が実施する。	津山市が作成し、実施する。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定する。	発災時に、必要資源に制約がある状況にあっても、目標とする時間・時期までに非常時優先業務が実施できるようにする。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について、計画に定める必要がある。	行政の被災を想定(庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価)して、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務(災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする(災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。(必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する。)
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討し、記載する必要がある。

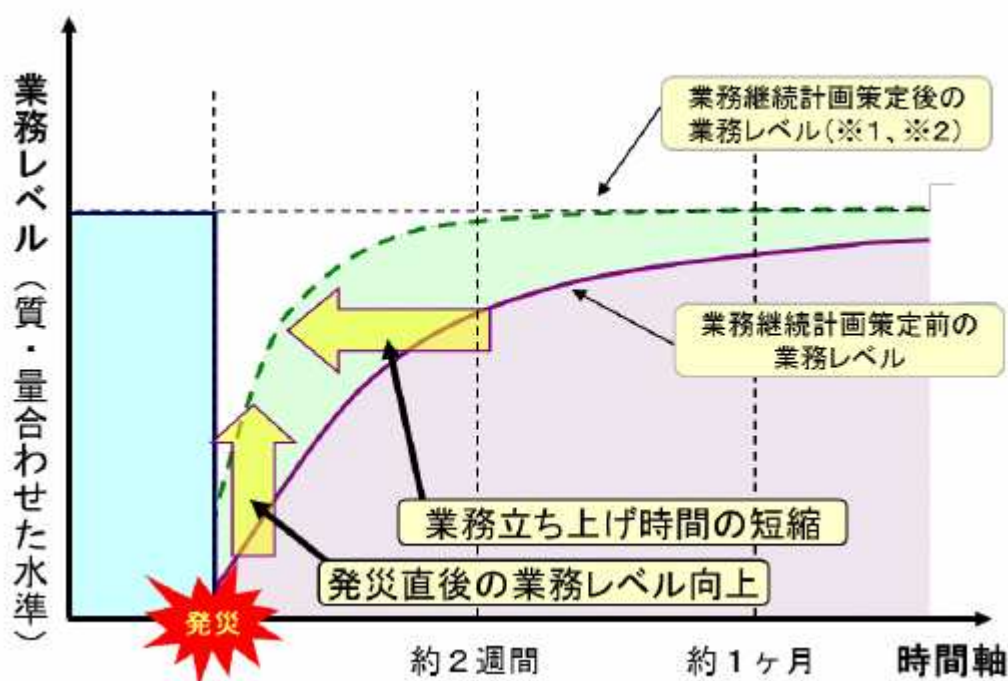
### 3. 計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。

津山市においても、被害状況等の確認など、発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

津山市業務継続計画をあらかじめ策定し、継続的な改善を行うことにより、非常時優先業務の執行に必要な資源を確保し、業務立ち上げ時間を短縮するとともに、発災直後の業務レベルの向上等を図ることにより、災害発生直後の混乱から行政が機能不全になることを避け、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

### < 業務継続計画の策定に伴う効果のイメージ >



- 1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても、非被災地からの応援や外部機関の活用により、業務の実効性を確保し、100%を超える業務レベルに対しても適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- 2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて、計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていく必要がある。

#### 4. 基本方針

大規模災害発生時において、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、次の基本方針に基づき、組織全体で業務継続体制を確保するものとする。

- (1) 大規模災害発生時においては、津山市地域防災計画に定める災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 住民生活の安定に重大な影響を与える非常時優先業務以外の業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するか、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する。
- (3) 非常時優先業務に実施に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は全庁横断的に調整し、確保する。
- (4) 平常時からの全庁的な取組により、業務継続体制の強化を推進する。

## 5. 対象とする組織

津山市業務継続計画は、津山市の全部局（市長部局、教育委員会及び水道局）を対象とする。

## 6. 発動及び終結

### (1) 津山市業務継続計画の発動判断

津山市業務継続計画の発動は、災害の発生により、津山市災害対策本部を設置した場合において、災害対策本部長である市長が判断する。

#### □災害対策本部設置基準（津山市防災配備体制要領より抜粋）

災害対策本部（非常体制）	（2号配備）	<p>市域に災害が発生した場合で、災害対策を緊急に実施する必要があるとき</p> <p>火災、爆発その他重大な事故により被害が発生し、1号配備では対処できないとき</p> <p>その他、災害等事態が拡大するおそれがあり、市長または災害警戒本部長の指示があったとき</p>	<p>本部長：市長 副本部長：副市長 特別理事 教育長 本部長付：総務部長 総合企画部長 財政部長</p> <p>各支所長・阿波出張所長 本部員【14名】</p>
	（3号配備）	<p>発生災害が拡大し、被害が甚大であると予想される時</p> <p>火災、爆発、その他重大な事故により被害が発生し、2号配備では対処できないとき</p> <p>震度5強以上の地震が発生したとき</p> <p>特別警報が発表されたとき</p>	<p>【全職員配置】 本部長：市長</p>

### (2) 津山市業務継続計画の終結判断

津山市業務継続計画の終結は、津山市災害対策本部を廃止した場合、もしくは災害応急対策が概ね完了して、通常業務の再開にも重大な支障が生じない状況になった場合等において、災害対策本部長である市長が判断する。

### (3) 津山市業務継続計画の発動・終結の周知

津山市業務継続計画を発動又は終結したときは、関係機関及び住民に周知する。

## 第2章 前提とする災害と被害想定

### 1. 津山市の特性

#### (1) 位置及び面積

本市は、岡山県の北東部で中国山地と吉備高原のほぼ中間にある津山盆地に位置しており、東は勝田郡奈義町及び勝央町、西は苫田郡鏡野町及び真庭市、南は久米郡美咲町、北は鳥取県とそれぞれ接している。

市の面積は、506.36 k m<sup>2</sup>で、岡山県の全面積の7.1%を占めている。

経緯度（市役所位置）	
東 経	1 3 4 度 0 0 分 2 6 秒
北 緯	3 5 度 0 3 分 5 7 秒
海 抜	9 9 m

#### (2) 地勢

市中央部は、概して平坦地であり、県下三大河川の一つである吉井川が市の西方から市街地の中央南部を東に貫流している。市東部西部ともに緩やかな丘陵地と平野が混在し、北部は鳥取県との県境をなす標高1,000mから1,200mの中国山地の南面傾斜地であり、南部は標高100mから200mのなだらかな山地と丘陵地で、吉備高原に続いている。

#### (3) 地質

津山盆地の基盤をなす地層は、古生層で秩父古生層に属し、この上に厚さ200m余りの中新統があり、東西に広がっている。市の北部の山地は、中国背梁山であって、花崗岩からなっており、南部の丘陵性山地は古期流紋岩質角礫岩が広く分布し、これらに挟まれた中央平坦地には、第三紀層及び第四紀層が分布している。

#### (4) 河川

本市には、県下3大河川の一つである吉井川があり、また、その吉井川水系の1級河川も数多くあり、市域内を網の目のように流下し、支川を集めながら吉井川へ流入している。

その吉井川は、市の市街地の中央南部を西から東へ貫流し、市東部で南折して久米郡美咲町へと流下し、瀬戸内海に注いでいる。

#### (5) 気候

本市の気候は、年間平均気温が13.7℃で、年間降水量は、1415.8mmとなっている。



各要素を全国的に他の地域と比べてみると、本市は盆地であるため、気温は夏と冬の温度差及び日較差が大きく、また、降水量は少なく湿度は高い。風向は、5月から8月にかけては南東風で、他の月はほとんどが西風である。冬季の北部の気候は日本海側の気候に類似しているが、南部は概して瀬戸内型の気候といわれている。

台風等が四国沖を北東進する場合など、勝田郡的那岐山麓沿いに発生する強風の「広戸風」は、市北東部を中心に大きな影響を及ぼすことがある。

( 6 ) 豪雪地帯

津山市（旧久米町を除く）は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）により、累年平均積雪積算値（ひと冬の累積積雪量（cm）×ひと冬の冬日日数）が 5,000cm / 日以上の豪雪地帯として指定されている。

( 7 ) 住民基本台帳による町別男女別人口、世帯数  
（平成 29 年 1 月 1 日現在）

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
川崎	2,886	1,358	1,528	1,446
野介代	2,265	1,083	1,182	948
林田	2,543	1,164	1,379	1,141
東新町	137	61	76	63
西新町	118	53	65	62
中之町	99	44	55	52
勝間田町	37	15	22	17
林田町	101	48	53	54
橋本町	47	21	26	19
上之町	725	321	404	377
材木町	91	35	56	53
伏見町	105	45	60	55
京町	105	47	58	47
河原町	68	29	39	34
船頭町	40	20	20	22
小性町	88	40	48	47
吹屋町	146	64	82	77
新魚町	68	31	37	37
堺町	60	24	36	31
二階町	77	24	53	47
元魚町	38	12	26	24
新職人町	37	12	25	19
戸川町	119	54	65	46

本町二丁目	18	10	8	12
本町三丁目	41	19	22	20
美濃町	26	12	14	19
桶屋町	41	18	23	25
下紺屋町	34	15	19	19
鍛冶町	41	19	22	19
坪井町	95	42	53	44
福渡町	107	49	58	46
細工町	43	21	22	21
上紺屋町	62	28	34	37
宮脇町	63	25	38	27
南新座	475	213	262	255
山下	292	136	156	167
北町	251	112	139	135
椿高下	548	250	298	282
城代町	36	20	16	17
田町	717	332	385	385
大手町	30	13	17	20
西寺町	210	93	117	117
鉄砲町	350	167	183	175
新茅町	29	15	14	16
西今町	150	59	91	77
茅町	140	62	78	72
安岡町	162	80	82	66
小田中	3,699	1,715	1,984	1,752
上河原	1,810	873	937	818
北園町	1,090	505	585	507
山北	2,762	1,307	1,455	1,309
総社	1,517	708	809	711
小原	3,708	1,794	1,914	1,631
志戸部	1,887	887	1,000	783
勝部	1,801	882	919	632
糶保	275	138	137	120
紫保井	484	236	248	193
大田	1,645	803	842	606
沼	1,862	923	939	808
弥生町	215	107	108	97
二宮	2,707	1,337	1,370	1,269
院庄	1,854	904	950	854
神戸	1,290	635	655	581
戸島	356	166	190	155
福田	342	164	178	141
高尾	369	164	205	154
皿	501	253	248	209
平福	1,596	772	824	676
中島	824	409	415	335
一方	1,511	719	792	746

津山口	843	400	443	447
井口	283	133	150	172
大谷	872	419	453	447
昭和町一丁目	101	41	60	57
昭和町二丁目	91	44	47	46
南町一丁目	68	31	37	40
横山	881	425	456	457
八出	710	359	351	379
小桁	126	65	61	46
金屋	50	22	28	24
押渕	113	52	61	47
荒神山	87	44	43	36
種	89	39	50	42
上田邑	1,013	500	513	412
下田邑	635	309	326	250
一宮	339	178	161	134
東一宮	3,936	1,952	1,984	1,480
東田辺	181	88	93	83
西田辺	86	40	46	41
山方	1,349	656	693	498
下横野	732	361	371	292
大篠	536	265	271	231
上横野	997	493	504	383
上高倉	369	173	196	129
下高倉東	370	168	202	169
下高倉西	977	483	494	397
吉見	227	112	115	89
綾部	603	295	308	247
堀坂	482	223	259	192
妙原	126	56	70	52
三浦	216	101	115	97
草加部	523	250	273	217
野村	557	274	283	228
近長	512	257	255	184
檜	298	154	144	142
押入	1,990	969	1,021	853
高野山西	2,219	1,028	1,191	900
高野本郷	3,341	1,656	1,685	1,413
河面	866	436	430	343
福井	366	174	192	150
田熊	616	290	326	227
金井	205	88	117	77
中原	573	284	289	237
福力	234	126	108	98
新田	245	109	136	97
西吉田	1,060	495	565	417
池ヶ原	360	176	184	139

堂尾	76	35	41	32
国分寺	1,948	948	1,000	795
日上	751	360	391	315
瓜生原	548	253	295	256
河辺	2,187	1,074	1,113	1,003
旧津山市計	85,029	40,779	44,250	37,417

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
加茂町物見	121	54	67	52
加茂町河井	77	40	37	36
加茂町山下	45	18	27	20
加茂町知和	199	93	106	86
加茂町青柳	206	90	116	85
加茂町塔中	336	151	185	139
加茂町小中原	325	140	185	149
加茂町齋野谷	97	44	53	41
加茂町戸賀	54	22	32	27
加茂町黒木	98	49	49	38
加茂町倉見	43	20	23	29
加茂町宇野	277	131	146	123
加茂町原口	70	35	35	26
加茂町行重	140	64	76	54
加茂町櫛井	165	83	82	67
加茂町百々	125	56	69	46
加茂町中原	474	222	252	188
加茂町成安	210	102	108	83
加茂町下津川	142	62	80	55
加茂町公郷	689	319	370	297
加茂町桑原	391	195	196	159
加茂町小淵	88	46	42	39
加茂地域計	4,372	2,036	2,336	1,839

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
阿波	536	247	289	223
阿波地域計	536	247	289	223

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
新野東	771	363	408	327
西上	105	55	50	39
西中	563	259	304	232
西下	294	143	151	130
新野山形	503	243	260	219
日本原	389	180	209	170
市場	452	226	226	205

大岩	118	56	62	52
大吉	564	265	299	231
奥津川	74	35	39	37
上村	431	201	230	166
中村	285	131	154	112
杉宮	381	183	198	157
坂上	194	91	103	78
原	158	66	92	68
安井	596	292	304	253
上野田	216	92	124	89
下野田	178	80	98	71
<b>勝北地域計</b>	<b>6,272</b>	<b>2,961</b>	<b>3,311</b>	<b>2,636</b>

町名	人口			世帯数
	全体	男	女	
坪井上	286	133	153	111
坪井下	373	171	202	161
中北上	435	208	227	157
宮部上	123	59	64	59
宮部下	459	220	239	187
中北下	441	206	235	195
南方中	811	387	424	360
一色	168	83	85	53
神代	299	134	165	119
久米川南	684	321	363	291
領家	318	154	164	120
宮尾	557	251	306	224
戸脇	174	87	87	68
桑下	321	151	170	137
桑上	197	98	99	82
福田下	70	34	36	30
八社	115	58	57	50
油木下	133	63	70	53
油木上	144	69	75	61
油木北	279	128	151	111
里公文	344	168	176	115
里公文上	9	4	5	7
<b>久米地域計</b>	<b>6,740</b>	<b>3,187</b>	<b>3,553</b>	<b>2,751</b>

	人口			世帯数
	全体	男	女	
<b>津山市合計</b>	<b>102,949</b>	<b>49,210</b>	<b>53,739</b>	<b>44,866</b>

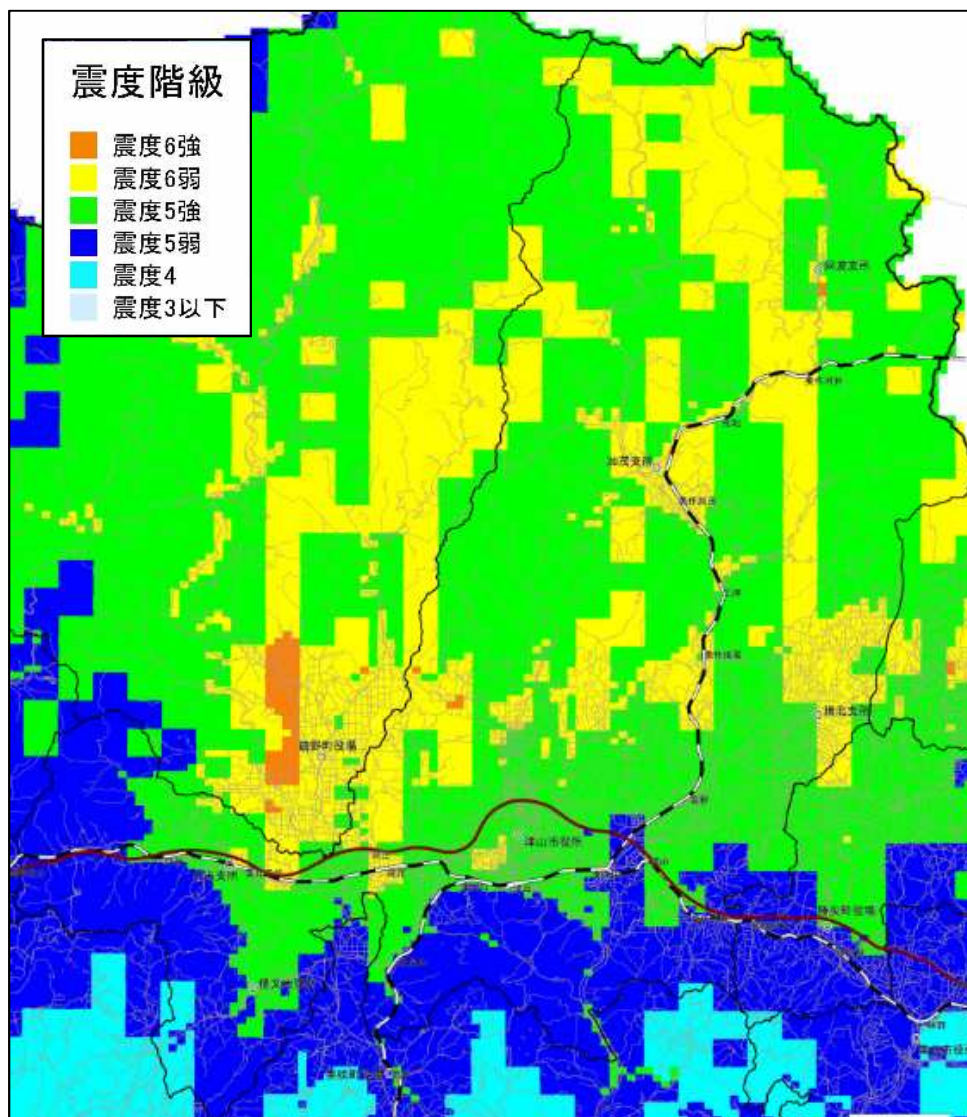
## 2. 前提とする災害

津山市業務継続計画において想定する災害は、津山市地域防災計画（震災対策編）が想定する地震のうち、本市域への被害が最も甚大と想定される「那岐山(なぎせん)断層帯の地震」とし、地震発生時の状況は、下表のとおりとする。

□地震想定（岡山県による「断層型地震の被害想定（平成26年）」をもとに作成）

項目	内容
発生時期	季節:冬 曜日:日曜日 時刻:午後6時 気象状況:晴れ(風速5m/s)
地震の規模	マグニチュード7.0
津山市の震度	最大震度6強
近隣市町の震度	震度6強:鏡野町・奈義町 震度6弱:真庭市・美作市・勝央町・美咲町

<那岐山断層帯の地震による震度分布図(津山市)>



### 3. 津山市域における被害想定

#### (1) 建物及び人的被害の想定

上記「1」の想定に基づく、地震発生時の建物及び人的被害の想定は、下表のとおりとする。

□建物および人的被害の想定（基礎資料：平成26年時点）

	建物 総数(棟)	全壊・焼 失棟数	大規模半 壊・半壊 棟数	人 口 (人)	死者数 (人)	重症・負傷 者数(人)	最大避難者 数(人)
想定数	41,491	60	1,110	106,788	3	147	487

#### (2) ライフラインの被害想定

上記「1」の想定に基づく、地震発生時のライフライン等の被害の想定は、下表のとおりとする。

□ライフラインの被害想定（基礎資料：平成26年時点）

	直 後		1 日 後		1 週 間 後	
	支障	支障率	支障	支障率	支障	支障率
上水道	29,083 人	27.2%	15,801 人	14.8%	0 人	0%
下水道	24,933 人	71.0%	909 人	2.6%	0 人	0%
電力	47,903 軒	71.0%	241 軒	0.4%	0 軒	0%

#### (3) 庁舎等の被害想定

##### 建物の被害

- ・本庁舎については、耐震工事完了後は倒壊の危険性は少なく、継続利用が可能であると想定する。ただし、庁舎の一部に損壊が発生するおそれがあるほか、地震の揺れにより中間階の変形等が生じた場合には、一時的に施設内への立ち入りを制限する可能性がある。
- ・勝北支所、久米支所及び阿波出張所については、新耐震基準を満たしており、継続利用が可能とする。
- ・加茂支所については、新耐震基準を満たしていないため、一時的に施設内への立ち入りを制限する可能性がある。（平成30年度には、新庁舎への建て替えを予定している。）
- ・本庁舎及び各支所・出張所の執務スペースには、ガラスが飛散し、机上の書類や機材は、床に落下しているものとする。さらに、固定されていないロッカー等什器類のほとんどが転倒すると想定する。



#### 電力供給及びパソコン等OA機器の被害

- ・本庁舎及び各支所・出張所には自家発電機が設置されており、商用電源による電力供給停止時には、非常用電源により庁舎内への電力供給が行われる。
- ・本庁舎については、自家発電機燃料の優先供給契約を締結しており、一定期間燃料の確保が可能と想定するが、各支所・出張所については、優先供給契約は未締結であり、燃料の確保が課題となる。
- ・空調設備については機器そのものへの被害はないが、停電の影響を受け、電力供給が正常化するまでは使用不能とする。
- ・OA機器のうち、免震床に設置及びアンカー打ちしているサーバラックは転倒しないが、非免震、非固定のサーバラックが転倒し、その修理には最低1週間程度を要するものとする。
- ・地震の揺れにより、固定措置を施していないパソコンやプリンター等が落下、破損し、使用できなくなるものと想定する。

#### 通信設備の被害

- ・地震発生後、電話回線の被害により、固定電話が通信不可能となる地域が一部で発生するほか、電話回線に被害がない地域においても、通信の輻輳により、通話が困難になると想定する。
- ・携帯電話も同様に輻輳が発生することから、電話回線が通じている施設は災害時優先電話による発信、電話回線が切断されている施設は防災行政無線による通話をそれぞれ行うものとする。
- ・インターネットへの接続については、通信事業者の対応に依存することとなるが、複数の接続手段を確保していることにより、利用可能と想定する。

#### (4) 業務実施環境に関する想定

##### トイレの使用可否

- ・地震の揺れにより、下水道管が漏水等により破損した場合には、既設のトイレは使用不可能となる可能性がある。

##### 水道水の供給可否

- ・地震の揺れにより、水道管が破損した場合には、一時的に断水となる可能性がある。
- ・下水道管が漏水等により破損した場合は、上水の排水ができず、水道水の供給が不可能となる可能性がある。

##### 職員用の食料及び飲料水、寝具等の確保

- ・本市が備蓄している食料及び飲料水は市民用のものであり、職員用の食料等の確保や調達が課題となる。



- ・発災後、職員はそれぞれの勤務地において活動を行い、交代で業務に従事することとなるが、本市が備蓄している寝具等は市民用のものであり、冬の夜間においても、寝具等が無い中で仮眠することとなる可能性がある。

#### 日用品等

- ・取扱業者の被災や道路被害等の影響により、非常時優先業務に使用するコピー用紙等の消耗品や、職員・来庁者が使用するトイレットペーパーなどの日用品は、数日から数週間は購入できず、各施設で常時ストックしている物資を使い切った後は、一定期間使用不可能となる可能性がある。

### (5) その他の想定

#### 道路被害

- ・発災直後は、徒歩帰宅者や自家用車で道路があふれる可能性がある。
- ・主要幹線道路は、交通規制により、1週間程度は緊急通行車両以外の車による通行はできないと想定する。
- ・橋梁の大規模損壊等が発生した場合には、職員の参集にも影響が及ぶ可能性がある。

#### 公共交通被害（鉄道・バス等）

- ・道路被害や、燃料確保が困難となる等の影響により、数日から1週間程度運休すると想定する。

## 第3章 非常時優先業務の選定

### 1. 非常時優先業務の考え方

津山市地域防災計画及び津山市防災配備体制要領に定める、災害応急対策業務や早期の実施が必要な災害復旧・復興業務（以下「災害応急業務」という。）に、停止することにより市民生活や社会活動に大きな影響を及ぼす通常業務（以下「優先度の高い通常業務」という。）を加えたものを「非常時優先業務」とする。

「非常時優先業務」の区分		業務の内容
「災害応急業務」	災害応急対策業務	・「津山市防災配備体制要領」に規定する業務 ・津山市地域防災計画（震災対策編）「第3章 震災応急対策計画」において規定する業務
	災害復旧・復興業務のうち、優先度が高い復旧業務	・津山市地域防災計画（震災対策編）「第4章 震災復旧・復興計画」に規定する業務のうちで、優先して行う必要がある業務
	発災後、新たに発生する業務のうちで、優先度が高い業務	・発災後、新たに発生する業務のうちで、優先して行う必要がある業務
「優先度の高い通常業務」		・非常時においても継続が不可欠な業務

### 2. 非常時優先業務の対象期間

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間および業務実施環境が概ね整い、通常業務への移行が可能になると考えられるまでの期間とし、津山市業務継続計画においては「発災後1か月間以内」とする。

### 3. 非常時優先業務の選定基準

発災時、資源の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、非常時優先業務を時系列で絞り込むことが必要となる。

このため、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、対象期間となる1か月以内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定するものとし、次に掲げる【表1】及び【表2】に基づき、以下の点にも留意して選定を行っている。

#### （1）非常時優先業務選定の留意点

- ・非常時優先業務にどの業務が該当するかは、「災害発生後の一定の時間が経過した時点で、当該業務が一定程度実施（再開）されているのが望ましいか」という観点で検討する。
- ・災害応急業務の漏れが生じないよう、地域防災計画との整合を確認する。

( 2 ) 業務開始目標時間設定の留意点

- ・地域社会の影響や、法令の適正な執行の観点から確認・検討する。
- ・業務開始目標時間は、住民にとって、当該業務がいつ頃までに開始される必要があるかという「必要性」の視点から確認・検討する。
- ・条件によって業務開始目標時間が大きく異なる場合には、原則として最も早い時期を業務開始目標時間として設定する。前提条件ごとに業務開始（実施）の目標時間が設定できる場合は、併せて記載する。
- ・発災から 1 ～ 2 週間後に、実際の被害状況等を受けて実施が決まる業務が多くなることに留意する。

【表 1】市民生活への影響度を分析する際の視点

( 「非常時優先業務選定」の判断基準となるもの。 )

市民（職員）の生命・身体の保護	資産の保護
法的処理の期間・期日の順守	個人情報や権利の保護
その他の保護、維持	

【表 2】非常時優先業務特定指標

( 「業務開始目標時間設定」の判断基準となるもの。 )

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3 時間 以内	組織的な業務遂行に必須な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の安否確認</li> <li>・初動体制の確立、被災状況の把握</li> <li>・所管施設利用者等の安全確保</li> </ul>
1 日 以内	重大な行事・業務の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）</li> <li>・死亡届受理、埋火葬許可書の発行等</li> </ul>
3 日 以内	他の業務の前提となる行政機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムの再開等に係る業務</li> </ul>
2 週間 以内	復旧・復興に係る業務の本格化 窓口行政機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）</li> <li>・窓口業務（届出受理、証明書発行等）</li> </ul>
1 ヶ月 以内	その他の行政機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税及び保険料の賦課調定業務等</li> <li>・その他の業務</li> </ul>

#### 4. 非常時優先業務の選定結果

「3」の選定基準に基づいて選定した非常時優先業務数は次のとおりである。

□非常時優先業務選定結果表（各部局別） 詳細は付属資料に記載

部局名	種別	非常時優先業務				
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
総務部	応急業務	18	1	4		
	通常業務	2	13	9	6	6
総合企画部	応急業務	7	2			
	通常業務	2	1			7
財政部	応急業務	8	1	2	1	1
	通常業務		3	5	12	21
環境福祉部	応急業務	15	7	2	4	
	通常業務	1	9	21	45	10
こども保健部	応急業務	2	5			
	通常業務	3	12	6	5	
産業経済部	応急業務	9	4	1	2	
	通常業務	3	4	2	1	3
都市建設部	応急業務	9	3	2	2	
	通常業務		11	8	4	5
地域振興部 各支所・出張 所を含む	応急業務	19	3	2	1	
	通常業務		6	3	2	7
議会事務局 監査事務局 出納室	応急業務	3	2		1	
	通常業務		2	3	1	
水道局	応急業務	3	2			
	通常業務		2	3	3	4
学校教育部	応急業務	4		1		
	通常業務			1	9	1
生涯学習部	応急業務	6				
	通常業務					
計	応急業務	103	30	14	11	1
	通常業務	11	63	61	88	64

「応急業務」は、災害応急業務を、「通常業務」は、優先度の高い通常業務をそれぞれ表すものとする。

## 第4章 非常時優先業務の実施体制

### 1. 指揮命令系統

非常時優先業務のうち、「災害応急業務」については、津山市地域防災計画及び津山市防災配備体制要領等に基づき、「優先度の高い通常業務」については、津山市事務分掌規則（平成9年津山市規則第20号）等に定める通常の指揮命令系統に従って実施することを基本とし、状況に応じて必要な措置を講じるものとする。

### 2. 津山市災害対策本部の活動

津山市災害対策本部は、本部長（市長） 副本部長（副市長・特別理事・教育長・消防団長） 本部長付（総務部長・総合企画部長・財政部長）及び本部員（各部局長）により構成する。

なお、津山市災害対策本部の組織構成及び事務分掌については次のとおりであり、住民の安全と生活環境の確保及び被害の早期復旧を図る。

#### □津山市災害対策本部の組織構成及び事務分掌

部	班	主な任務
統括部	総務班	1 情報連絡員、災害現場、避難所等との連絡調整に関する事 2 災害時の通信連絡の確保に関する事 3 本部の事務局に関する事
	人事班	1 本部連絡員、情報連絡員等要員の招集、配置指令に関する事 2 要員の給付、給食及び休養に関する事 3 派遣要員の受け入れに関する事 4 本部の事務局に関する事
	危機管理班	1 本部設置、本部員の招集に関する事 2 本部会議に関する事 3 気象情報、注意報、警報等の受領、伝達、周知に関する事 4 災害報告等、県との連絡調整に関する事 5 防災関係機関との連絡調整に関する事 6 無線通信設備の運用に関する事 7 応援協定に基づく派遣等の要請に関する事 8 災害関係資料の作成に関する事 9 本部の事務局に関する事
	情報政策班	1 災害情報、被害報告等通報の収集及び取りまとめに関する事
	人権啓発班	1 施設の災害予防及び被害調査並びに応急処置に関する事 2 避難所（アルネ）開設時の応援に関する事
	選挙管理班	1 統括部各班の応援に関する事

広報調整部	政策調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部事務の総合調整に関すること</li> <li>2 広報車による広報に関すること（契約監理班の応援）</li> </ol>
	行革推進班・地域創生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報車による広報に関すること（契約監理班の応援）</li> </ol>
	秘書広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関及び対市民への情報発表に関すること</li> <li>2 災害見舞の応接に関すること</li> <li>3 本部長等の被災地視察に関すること</li> <li>4 災害写真の撮影、現地録音の実施その他災害に関する広報資料の収集・作成に関すること</li> <li>5 避難勧告、指示等の伝達に関すること</li> </ol>
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係予算に関すること</li> <li>2 災害関係資金対策及び本部活動用物資（救護物資を除く）の調整並びに保管及び払出しに関すること</li> <li>3 庁舎の安全管理に関すること</li> <li>4 市有車両の非常配備及び輸送の確保に関すること</li> <li>5 市有財産の被害状況調査及び復旧に関すること</li> <li>6 電話による通信連絡の確保に関すること</li> </ol>
	契約監理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報車による広報に関すること</li> </ol>
避難対策部	税制班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 罹災者の避難誘導に関すること</li> <li>2 罹災者の避難所への収容に関すること</li> <li>3 避難所の開設及び管理運営に関すること</li> </ol>
	納税班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 罹災者の避難誘導に関すること</li> <li>2 罹災者の避難所への収容に関すること</li> <li>3 避難所の開設及び管理運営に関すること</li> </ol>
	課税班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況調査に関すること</li> <li>2 市税の特別措置に関すること</li> <li>3 税制班・納税班の応援に関すること</li> </ol>
生活衛生対策部	市民班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 炊出用物資、食糧等救護物資の調達、保管、払出しに関すること</li> <li>2 炊出用物資、食糧等救護物資の運搬引渡しに関すること</li> </ol>
	低炭素都市推進班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境生活班の応援に関すること</li> </ol>
	環境生活班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公害の予防及び苦情処理その他環境保全に関すること</li> <li>2 災害時における市民相談に関すること</li> <li>3 防疫に関すること</li> <li>4 消毒用、防疫用資材の調達、保管、払出しに関すること</li> <li>5 埋火葬に関すること</li> </ol>

生活衛生 対策部	環境事業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 清掃及び消毒に関すること</li> <li>2 災害ごみの収集、処理に関すること</li> <li>3 施設の災害予防、応急処置及び被害調査に関すること</li> <li>4 津山圏域資源循環施設組合との連絡調整に関すること</li> </ol>
	衛生施設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 し尿処理に関すること</li> <li>2 津山圏域衛生処理組合との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	社会福祉事務所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法による総合計画の樹立、適用及び経費の精算に関すること</li> <li>2 罹災者の救助及び応急扶助に関すること</li> <li>3 避難行動要支援者対策に関すること</li> <li>4 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること</li> <li>5 一般罹災証明の発行に関すること</li> <li>6 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること</li> <li>7 公用令書の発行に関すること</li> <li>8 安否情報に関すること</li> <li>9 生活保護法の適用に関すること</li> <li>10 罹災者の他地域転出に関すること</li> </ol>
	保険年金班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民班の応援に関すること</li> </ol>
こども保健 対策部	こども班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所等施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること</li> </ol>
	こども子育て相談班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども保健対策部各班の応援に関すること</li> </ol>
	健康増進班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療班の編成及び派遣に関すること</li> <li>2 病院、医院、診療所その他医療機関の利用に関すること</li> <li>3 救護所の開設及び管理運営に関すること</li> <li>4 医療資材の調達、保管、払出しに関すること</li> <li>5 臨時予防接種等に関すること</li> </ol>
農林対策部	農業振興班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農水産物及び家畜（以下「農業関係等」という。）の災害情報・被害報告等通報の収集、被害調査及び災害予防に関すること</li> <li>2 農業関係等の災害応急対策の企画調整に関すること</li> </ol>
	農村整備班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 耕地、水路、ため池、牧野（以下「耕地等」という。）の災害情報・被害報告等通報の収集、被害調査及び災害予防に関すること</li> <li>2 耕地等の被害の応急処置に関すること</li> <li>3 耕地等の災害応急対策用物資の調達、保管、払出しに関すること</li> </ol>
	森林班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 山林、林道等の災害情報・被害報告等通報の収集、被害調査及び災害予防に関すること</li> <li>2 山林、林道等の被害の応急処置に関すること</li> <li>3 山林、林道等の災害応急対策用物資の調達、保管、払出しに関すること</li> </ol>



商工観光 対策部	経済政策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の被害調査及び応急処置に関すること</li> <li>2 商工業関係の罹災証明の発行に関すること</li> <li>3 労働者福祉施設の災害予防及び被害の応急処置に関すること</li> <li>4 避難所（アルネ）の開設に関すること</li> </ol>
	仕事・移住 支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光対策部各班の応援に関すること</li> </ol>
	みらい産業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光対策部各班の応援に関すること</li> </ol>
	企業立地班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光対策部各班の応援に関すること</li> </ol>
	観光振興班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光施設の災害予防及び被害調査並びに応急処置に関すること</li> </ol>
建設対策部	管理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路に関する被害状況の把握及び応急対応に関すること</li> <li>2 災害応急対策資材の調達、保管、払出しに関すること</li> <li>3 災害時における屋外の避難所・救護所の設置に関すること</li> </ol>
	土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の予防、拡大防止に関すること</li> <li>2 災害応急土木に関すること</li> <li>3 公共土木災害の調査及び復旧に関すること</li> </ol>
	都市計画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制に関すること</li> </ol>
	歴史まちづく り推進班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設対策部各班の応援に関すること</li> </ol>
	公園緑地班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園施設の災害予防及び被害調査並びに応急処置に関すること</li> </ol>
	建築住宅班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物の応急危険度判定に関すること</li> <li>2 建築物の被害程度の判定に関すること</li> <li>3 仮設住宅の建設に関すること</li> <li>4 市の管理する罹災住宅の応急修理に関すること</li> </ol>
	下水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水門、ポンプ等の操作運用に関すること</li> <li>2 下水道施設の災害予防及び被害の応急処置に関すること</li> </ol>
地域対策部	協働推進班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における各支部との連絡調整に関すること</li> <li>2 ボランティアの受入等に関する統括及び連絡調整に関すること</li> <li>3 外国人に対する情報提供及び相談に関すること</li> </ol>
	議会事務班・ 監査事務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボランティアの受入等に関する統括及び連絡調整に関すること (協働推進班の応援)</li> </ol>
出納部	出納班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係資金の需給及び精算に関すること</li> <li>2 災害見舞金品の受領及び保管に関すること</li> </ol>
上水道対策部	経営企画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道部の総括及び連絡調整に関すること</li> </ol>
	業務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の給水に関すること</li> </ol>
	水道施設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の応急対策に関すること</li> <li>2 災害対策用水の確保に関すること</li> <li>3 水質検査に関すること</li> </ol>



教育施設 対策部	教育総務班	1 学校等教育施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること
	学校施設班	1 学校等教育施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること
	学校教育班	1 応急教育対策の樹立及び実施に関すること
	保健給食班	1 非常炊出の実施に関すること
	生涯学習班	1 公民館等社会教育施設の被害の応急処置及び被害状況の取りまとめに関すること
	図書館班	1 図書施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること 2 避難所（アルネ）開設時の応援に関すること
	文化班	1 文化財、施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること
	スポーツ班	1 体育施設の災害予防、被害調査及び応急処置に関すること
加茂支部 勝北支部 久米支部 阿波支部	市民生活班・ 地域振興班	1 本部との総合連絡調整に関すること 2 管轄区域における災害情報の収集、本部への連絡に関すること 3 管轄区域における無線通信設備の運用及び通信連絡の確保に関すること 4 管轄区域における災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関すること 5 管轄区域における各種広報及び情報伝達に関すること 6 管轄区域における罹災者の避難誘導及び避難所への収容に関すること 7 管轄区域における避難所の開設及び管理運営に関すること 8 管轄区域における救護物資の調達、保管、払出しに関すること 9 管轄区域における救護物資の運搬引渡しに関すること 10 管轄区域における被害状況調査に関すること 11 管轄区域における災害ごみの収集、処理に関すること 12 管轄区域における罹災者の救助及び応急扶助に関すること 13 管轄区域における救護所の開設及び管理運営に関すること 14 管轄区域における災害時要援護者対策に関すること 15 管轄区域における一般罹災証明の発行に関すること 16 管轄区域における公民館等の災害予防、被害調査及び応急措置に関すること
	産業建設班・ 地域振興班	1 管轄区域における災害の予防、拡大防止に関すること 2 管轄区域における農林業関係等、耕地等、観光施設等の災害状況・被害報告等通報の収集、被害調査及び災害予防に関すること 3 管轄区域における農林業関係等の被害の応急処置に関すること 4 管轄区域における災害応急対策資材の調達、保管、払出しに関すること 5 管轄区域における公共土木災害の調査及び復旧に関すること 6 管轄区域における交通規制に関すること

### 3. 職務代行

各部局においては、非常時において、円滑に指揮命令系統を確立し、対処の遅滞を防ぐため、部課長等の管理職員の参集遅延又は参集不能に備え、あらかじめ権限委任について定める。大規模災害発生時には、速やかに意思決定権者の安否を確認し、必要に応じ職務を代行する。

#### (1) 職務代行の考え方

あらかじめ定められた責任者及び代行者は、本庁に連絡を取り、負傷状況や参集の可能等を報告する。

責任者と連絡が取れない場合には、意思決定に係る権限は、別途定められている場合を除き、あらかじめ定めた順序で自動的に代行者に委任する。

責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され責任者の指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。

権限委任を定める責任者の範囲は、原則として、課長級以上の職員は必須とし、その他の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮したうえで定める。

代行者が多くの最優先業務に関与する等の理由により、業務負荷が高い場合も考えられるため、非常時の業務負荷等を考慮したうえで代行者を設置する。

責任者が有する全ての権限や職務を1人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。

代行者の同時被災も考えられるので、代行者には他の庁舎で勤務している者を含めることも検討する。

#### (2) 首長の職務代行順位

市長が不在の場合の職務の代行順位は、以下のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
副市長	特別理事	総務部長	財政部長	総合企画部長

### 4. 職員の参集体制

非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害が発生した場合は、津山市地域防災計画に定める基準に基づき、速やかに参集する。

また、参集途中には、被害状況等の情報収集に努め、登庁後は災害対策本部等の指示に従い、適宜、報告を行う。

なお、災害による交通機関の運休や道路被災等により、指定された事務所に参集できない場合には、参集可能な支所等に参集した上で、その旨を速やかに所属長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

□職員参集体制（津山市防災配備体制要領より抜粋）

区 分		体 制	参集課室・職員
地 震	震度 5 強以上の地震が発生したとき	非常体制 ( 3号配備 )	全職員体制
風 水 害	発生災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき		
	特別警報が発表されたとき		

5 . 職員参集状況の想定

大規模災害が発生した場合の職員の参集状況を、次の「参集予測の考え方」に基づき想定する。

□参集予測の考え方

時間経過	参集可能職員数の試算方法
3 時間以内	庁舎から概ね 10km 圏内の職員の 8 割
1 日以内	庁舎から概ね 20km 圏内の職員の 8 割
3 日以内	庁舎から概ね 20km 圏内の職員の 8 割 ( A )
2 週間以内	参集人員 = $A + (B - A) \times (14 \text{ 日} - 3 \text{ 日}) \div (30 \text{ 日} - 3 \text{ 日})$
1 ヶ月以内	全職員の 8 割 ( B )

地震発生 3 時間後まで

地震発生から 3 日間は、道路の被災等により、他の交通手段の利用が困難となる可能性が高いため、徒歩のみによる参集を想定する。

その速度は、毎時 3 ~ 4 k m の連続歩行とし、概ね 10 k m 圏内の職員が参集可能とする。しかし、本人の家族の死傷等や、建物被害などにより、職員の 2 割が参集できないものとし、概ね 10 k m 圏内の職員のうち、約 8 割の職員が参集可能と想定する。

なお、勤務地までの距離が概ね 20 k m を超える場合には、徒歩による参集は困難とみなす。

地震発生の 12 時間後から 3 日後まで

交通機関の停止による徒歩での参集を想定するため、時間はかかるが勤務地から概ね 20 k m 圏内の職員が参集可能とする。

しかし、地震発生 3 時間後までの参集の考え方と同様の理由により、職員の 2 割が参集できないものとし、概ね 20 k m 圏内の職員のうち、約 8 割の職員が参集可能とする。

地震発生から3日目以降について

公共交通機関や道路も徐々に復旧して、勤務地までの距離が20kmを超える職員も徐々に参集可能と想定する。

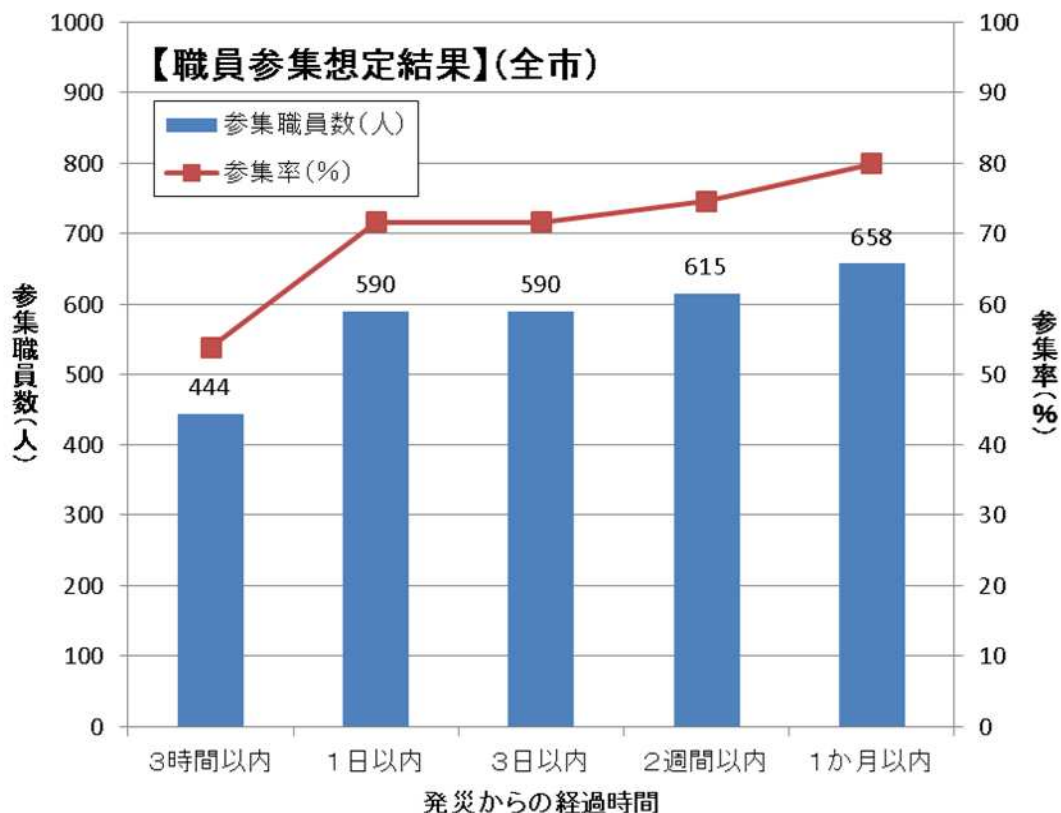
1ヶ月後は、職員の死傷や建物被害等により、職員の2割が参集できないと仮定し、全職員の8割が参集可能とする。3日目以降から1か月後までの間は、その間を直線補完して参集可能人員を計算する。

□参集予測の基礎となる職員数

全職員数（正職員：平成29年4月1日現在）	
824人（本庁舎及び各支所・出張所）	【備考】 市外部団体等への派遣職員（23名）を除く。

【参集予測結果(全体)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	444人	54%
～1日以内	590人	72%
～3日以内	590人	72%
～2週間以内	615人	75%
～1か月以内	658人	80%



【参集予測結果(本庁)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	413人	56%
～1日以内	533人	72%
～3日以内	533人	72%
～2週間以内	556人	75%
～1か月以内	591人	80%

【参集予測結果(加茂支所)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	7人	56%
～1日以内	16人	72%
～3日以内	16人	72%
～2週間以内	17人	75%
～1か月以内	19人	80%

【参集予測結果(勝北支所)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	12人	41%
～1日以内	21人	72%
～3日以内	21人	72%
～2週間以内	21人	72%
～1か月以内	23人	80%

【参集予測結果(久米支所)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	11人	41%
～1日以内	18人	67%
～3日以内	18人	67%
～2週間以内	19人	70%
～1か月以内	21人	80%

【参集予測結果(阿波出張所)】

参集時間	参集職員数	参集率
災害発生～3時間以内	1人	20%
～1日以内	2人	40%
～3日以内	2人	40%
～2週間以内	2人	40%
～1か月以内	4人	80%

## 6. 職員の確保対策

### (1) 職員の安否確認

各所属は、毎年度始めに、災害発生時の緊急連絡網を作成しておくこととし、発災時には、所属長等の指示により、直ちに職員の安否確認を行うものとする。

なお、大規模災害発生時には、災害対策本部から全職員に対し、安否確認及び参集ができるかどうかを確認するため、市職員用メール（インターネット回線）を配信するものとする。

停電やインターネット回線・サーバの故障等により、職員の安否確認に市職員用メール（インターネット回線）が利用できない場合は、携帯電話等により安否確認を行うものとする。

### (2) 全庁的な業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合には、まずは、部局（課）内で調整し、要員を確保するものとするが、なお不足する場合は、他の部局（課）から応援動員を行う。応援動員の調整は、各部（課）からの要請に基づき、災害対策本部において行う。

また、専門知識を必要とされる業務について、職員が不足する場合も想定し、平常時から、業務経験者の活用や職員OBによる応援などの検討を行う。

### (3) 職員の健康管理

大規模災害発生時には、職員は長期にわたり非常時優先業務に従事することとなるため、災害対策本部及び人事課、各所属長は、参集した職員を基に、早期に2交代制または3交代制の勤務体制を計画し、職員の健康管理に努める。

また、業務中の休憩については、所属長が担当現場の状況を勘案し、業務への影響がないように配慮することとし、職員は、持ち場を離れる場合には必ず所属長に行き先等を告げておく。

やむを得ず、長時間の勤務に従事させる場合には、適度に休憩及び仮眠を取らせるとともに、16時間勤務を限度とし、次の交代時には最優先で交代させるものとし、避難所等へ派遣された職員についても、同様の勤務体制とする。

なお、業務中に負傷又は体調に異変をきたした職員がある場合には、速やかに勤務のローテーション変更を行い、治療及び療養を指示する。

### (4) 関係機関等への応援要請

大規模災害発生時には、参集可能な職員のみでは非常時優先業務の実施が困難となる可能性がある。その場合には、岡山県等に応援職員の派遣を要請する。

また、明らかに大規模な被害が発生していると判断される場合には、被害状況や職員の不足状況の確認を待たずに、応援職員の派遣を要請する。

必要人員の把握及び応援職員の派遣要請手順については、次のとおりとする。

#### < 必要人員の把握 >

各所属は、参集人員の不足により、非常時優先業務が実施できない場合(実施できなくなる可能性のある場合を含む)には、災害対策本部に対し、職員の応援要請を行う。

人事課は、災害対策本部と連携し、要請のあった応援職員配置の調整を行う。

災害対策本部及び人事課は、各所属を超える応援職員配置の調整の結果、非常時優先業務が実施できない(実施できなくなる可能性のある場合を含む)と判断した場合には、調整結果(業務・職種・人数・期間等)を基に、岡山県等の関係機関に対し、応援職員の派遣要請を行う。

#### < 関係機関等からの受援 >

関係機関等からの応援職員の配置・業務については、人事課及び災害対策本部により決定する。その際には、派遣された職員の職務経験等の聞き取りを行い、できるだけ経験が生かされる部署及び業務への配置を行う。

なお、職務経験がない部署及び業務への配置を行う場合には、本市職員で経験のある者を責任者として配置し、業務が円滑に行えるよう配慮を行う。

応援職員については、配置先の所属長が受入れを管理する。

配置先の所属長は、応援職員が効果的かつ持続的に活動できるよう、本市職員を随行させ、業務の引継や活動支援を行うものとする。また、本市職員と同様に勤務の交代や休養についても配慮し、応援職員が効果的かつ持続的に活動できるよう、健康の管理を図る。



## 第5章 非常時優先業務の実施に必要な資源の現状と対策

### 1. 庁舎

#### (1) 現状

本庁舎は、一部を除いて新耐震基準を満たしており、耐震性能を有している。なお、平成30年度には本庁舎の耐震工事が完了する予定であり、想定される地震の揺れに耐え得る構造となる。

勝北支所、久米支所及び阿波出張所については新耐震基準を満たしているが、加茂支所については新耐震基準を満たしていない。ただし、平成30年度には、新庁舎への建て替えを予定しており、その後は、加茂支所についても耐震性能を有することとなる。

本庁舎及び各支所・出張所においては、壁や柱、ガラス等の破壊や亀裂の発生とともに、天井板や照明器具の落下などによる破片等が床や廊下に散乱することが予測される。

また、勤務時間内に大規模な地震が発生した場合は、庁舎内等に多くの市民が来庁しており、その中からも負傷者が出る可能性がある。

さらに、エレベーターが停止した場合は、内部に閉じ込められる人も発生する。

#### □本庁舎等の耐震診断結果等

庁舎名	竣工年	構造	地上階	地下階	延床面積 (㎡)	備考
本庁舎	1982年	SRC造	6	1	15100.04	30年度に耐震改修完了予定
加茂支所	1980年	RC造	3		2775.49	32年度に耐震改修完了予定(建替)
勝北支所	1985年	RC造	3		2805.66	耐震基準に適合
久米支所	1988年	RC造	3	1	4514.88	耐震基準に適合
阿波出張所	1995年	RC造	3		2192.00	耐震基準に適合

#### (2) 対策

被災により、本庁舎が使用不可能となった場合は、次の施設を代替施設として業務を継続する。

なお、本庁舎と同時に被災する可能性がある「東庁舎」及び「すこやかこどもセンター」については、代替庁舎の選定から除外している。



また、各支所・出張所についても、被災により使用不能となった場合には、本庁舎又は他の支所・出張所、もしくは近隣の公共施設を代替施設として、業務を継続するものとする。

本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	
第1順位	第2順位
勝北支所	久米支所

## 2. 電気、水、食料等

### (1) 現状

#### 電気

- ・発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する可能性が高く、復旧は1日後と予想される。
- ・本庁所及び各支所・出張所においては、停電時には、専用の自家発電機の運転により庁舎内へ電源が供給される。
- ・本庁舎2階の防災行政無線設備は、自家発電機回路に接続するとともに、直流電源装置を整備しており、長時間の稼働が可能である。

#### □本庁舎及び各支所・出張所の自家発電機運転時間等

	燃費 ( L / H )	タンク容量 ( L )	運転時間 ( H )
本庁舎	64	1,950	30.5
加茂支所	19.2	198	10.3
勝北支所	8	40	5.0
久米支所	15.3	390	25.5
阿波出張所	11	30	2.7

#### 上水道

- ・発災直後は断水する可能性があり、復旧は1～3日後と予想される。
- ・上水（飲料水）用の貯水槽はない。

#### 下水道

- ・発災直後は下水道の被災により、水洗トイレが使用不能となる可能性があり、復旧は1～2日後と予想される。

#### 食料及び飲料水等

職員用の食料及び飲料水等については、災害発生時、職員は数日間帰宅せずに非常時優先業務に従事することが想定されているため、その期間分をあらかじめ確保しておく必要がある。

津山市では、職員用の公的備蓄は未実施であり、各職員個人に委ねているのが現状である。

## (2) 対策

### 電気

- ・非常時には、自家発電設備を稼働し、長時間運転に備え燃料の継続供給を図るとともに、電力事業者に優先的な復旧等を依頼する。
- ・必要に応じて庁舎内の電力使用の制限を行う。
- ・各課は、非常時優先業務に使用しない機器の電源は全て切るほか、非常時優先業務で使用する際も、不要な時間帯は電源を切るなどの節電に努める。
- ・平常時から、非常用電源の確保や、燃料備蓄などの取組を進める。
- ・電力設備の優先復旧要請や、中国総合通信局が保有している、災害対策用移動電源車等の貸与申請について、あらかじめ手順を定めておく。

### 上水道

- ・非常時には、水道局に対して、給水車の派遣や上水道の早期復旧を依頼するとともに、必要に応じて、県を通じて自衛隊に給水車の派遣を要請する。
- ・財政課は、必要に応じて使用箇所の制限を行うほか、各課は節水に努める。
- ・飲用水を確保するため、災害協定締結団体に対して支援を要請する。
- ・非常時における給水車の派遣や庁舎上水道設備の早期復旧について、派遣可能台数や派遣ルート等をあらかじめ定めておく。
- ・雨水の利用や、非常時協力井戸制度の導入による生活用水の確保を検討による上水の有効利用や、利用中止・節約についても検討を行う。

### 下水道

- ・非常時には、下水道維持管理業者に連絡し、下水道施設の点検及び早期復旧を依頼する。
- ・庁舎下水道設備の早期復旧についてあらかじめ定めておくほか、仮設トイレの設置対応が可能な業者を確認しておく。
- ・職員及び来庁者、避難者等を想定して、簡易トイレの備蓄を拡充するとともに設置場所及び汚物の処理方法等についても検討を行う。

### 食料及び飲料水等

- ・非常時には、災害協定締結団体に対して食料及び飲料水等の支援要請を行う。なお、避難者分とあわせての要請となることから、調達した食料等は、避難所を優先して配分を行う。
- ・職員への配分の際に、数量が不足する場合には、今後の非常時優先業務の遂行体制等を考慮したうえで配分を行う。

- ・各職員は、3日分の食糧・飲用水の確保を前提として、参集時に食糧等を持参することも含め、自己の必要量をあらかじめ確保しておくよう努める。

### 3. 通信手段

#### (1) 現状

保有している通信手段の状況は、次のとおりである。

通信手段	状況
N T T 電話回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話交換設備は、自家発電機回路に接続しているため、機器に障害がない限り、停電時においても使用可能である。</li> <li>・市全体（津山圏域消防組合及び公民館、小・中学校等を含む。）で、45回線が災害時優先電話の承認を受けており、災害発生時に通信制限が行われた場合においても、制限を受けることなく発信を行うことができる。</li> </ul>
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット網への接続については、通信事業者に依存することとなるが、複数の接続手段を事前に確保している。</li> </ul>
災害情報メール等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年11月1日時点での登録アドレス数は、11,452件である。</li> <li>・災害発生時には、携帯電話の主要3キャリア（N T T ドコモ、a u、ソフトバンク）に対して、緊急速報メールの利用による情報伝達も可能である。</li> </ul>
緊急告知防災ラジオ 旧津山地域を対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役所内放送設備は、本庁舎2階の無線室に設置している。設備は、自家発電機回路に接続するとともに、直流電源装置を整備しており、長時間の稼働が可能である</li> <li>・平成26年度に、勝北支所を経由したバックアップ回線の整備を実施している。</li> <li>・設置補助制度分と無償公設分とを合計した、平成29年11月1日時点での普及率及び普及台数は、以下のとおりである。 （普及率）7.51% （普及台数）2,701台</li> </ul>
防災行政無線	<p>【同報系】 旧町村地域を対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親局は、本庁舎2階の無線室に設置している。</li> <li>・子局（屋外スピーカー）は、旧町村地域内の25ヶ所に設置しており、バッテリーにより2日間分の電源を確保している。</li> <li>・戸別受信機（屋内）は、旧町村地域内の6,459世帯に設置しており、停電時にも、電池による使用が可能である。</li> <li>・緊急地震速報や地震情報等の発表時には、Jアラートにより、自動で緊急情報が放送される。</li> </ul>

防災行政無線	<p><b>【移動系】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局は、本庁舎 2 階の無線室に設置している。</li> <li>・市全体で、携帯型及び車載型無線機を104台保有している。</li> </ul> <p>( 本庁舎 ) 携帯型：37台、車載型：25台  ( 加茂支所 ) 携帯型：7 台、車載型：5 台  ( 勝北支所 ) 携帯型：8 台、車載型：3 台  ( 久米支所 ) 携帯型：9 台、車載型：4 台  ( 阿波出張所 ) 携帯型：4 台、車載型：2 台</p>
県防災行政無線	<p>以下の通信媒体があり、専用回線で県との通信が可能である。</p> <p><b>【電話】</b>  本庁危機管理室及び宿直室、災害対策本部（202会議室）の内線電話を利用（平常時も使用可）</p> <p><b>【ホットライン電話】</b>  本庁 3 階に 1 台設置（岡山県総合防災情報システムに付帯しており、平常時も使用可）</p> <p><b>【防災 F A X】</b>  本庁 3 階に 1 台設置（平常時にも使用可）</p>

## ( 2 ) 対策

- ・非常時には、通信事業者に対して優先的な復旧を要請するとともに、通信回線の早期復旧を図る。
- ・各課は、不要な通話を避けるとともに、災害対策本部と県との連絡については県防災行政無線や F A X を活用する。
- ・平常時から、多様な通信手段の確保を進めるとともに、県防災行政無線電話や移動系防災行政無線等の使用方法についても確認しておく。
- ・通信環境の優先復旧等の要請について、あらかじめ手順を定めておく。
- ・平常時から、固定電話の災害時の使用ルール等についても検討しておく。

#### 4. 情報システム等

詳細については、ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、あらかじめ検討しておくものとする。

##### （1）現状

本庁舎の情報政策課内にあるシステムのハードウェア（機器・設備）については、免震・耐震対策を実施したサーバラックに搭載しており、住民情報システム等の業務系サーバについても、免震・耐震対策を実施しているが、各支所・出張所のネットワーク機器についての対策は未実施となっている。

また、重要な行政データのバックアップについては、正本は同時被災のリスクが低い遠隔地のデータセンターに保管しており、有事の際には遠隔地から本庁舎へ持ち込むことで、非常時優先業務等の再開が可能となる。また副本は、本庁舎のサーバラック（免震・耐震対策実施済）に保管しており、震度7までの揺れに対応できるよう対策を講じている。ただし、各課に配置しているクライアントの対策は未実施となっている。

津山市における大部分の情報システムは庁内ネットワーク環境にあり、個々のサーバはUPS（無停電電源装置）の配下となっているため、災害時に電力供給が遮断されると、UPS機能によりサーバを自動的にシャットダウンする。

ハード機器に損傷があった場合、再起動には保守契約業者やシステムサポート技術者による確認作業が必要である。

なお、非常時優先業務の実施に必要となるシステムについては、各課における非常時優先業務の調査において特定しており、詳細は、付属資料に記載のとおりである。

##### （2）対策

###### 免震・耐震対策等

- ・各支所、出張所のネットワーク機器収用ラックに対して、免震床の設置または耐震補強を実施する。
- ・地震とともに、土砂災害や水害によるリスクも想定して、ネットワーク機器類の2階以上への移設を検討する。もしくは、浸水までの猶予時間内に、重要な行政データ等を上層階等に移動させるための手順や体制の整備を行う。
- ・庁内の各課に配置しているパソコンやプリンター、サーバ等の転落・転倒防止対策を実施する。

###### データのバックアップ等

- ・非常時優先業務の実施に必要となるデータや記録等の保護及びバックアップについて、本庁舎と同時被災しない場所でのバックアップ体制を構築する。
- ・発災時を想定し、バックアップデータを用いた復旧作業の訓練を行う。

- ・データのバックアップに関して、クラウドサービス等の積極的な活用を行う。

情報システム及びネットワークの運用等

- ・庁内LAN等の情報システムや、インターネット接続回線の多重化に努める。
- ・ネットワークの脆弱性への対策を実施する。
- ・集積装置（HUB）等、重要なネットワーク機器等に関する安価な代替機器を事前に準備しておく。
- ・避難行動要支援者システムや被災者支援システム等、災害発生時に利用が想定されるシステム等への電源を確保する。

## 5. 公用車

### (1) 現状

公用車の保有状況は、次のとおりである。

区 分	保 有 台 数					区 分	保 有 台 数				
	本 庁	支 所					本 庁	支 所			
		加 茂	阿 波	勝 北	久 米			加 茂	阿 波	勝 北	久 米
道路パトロール車						軽四トラック	7			3	1
ブルドーザー		1				小型車バン	7	2	1	4	
バックホー			1			小型乗用車	5	3	1	3	2
ショベルローダー		4				乗用車	13			1	
小型特殊		1	1	2		図書館車	1				
普通貨物トラック	6	2	1		3	交通安全指導車	1				
ダンプカー	4	1			2	自動二輪車					
マイクロバス等	1		2			原動機付自転車	25			1	1
身体障害者輸送車	1					道路作業車	3	2			
軽四輪車	86	4	2	2	8	ロードパッカー	20		1		
軽四ダンプカー	6	1	1			霊柩車		1			

### (2) 対策

- ・非常時には、公用車の被害状況を確認し、早急に配車計画を策定する。また、必要となる燃料の確保を一括して行う。
- ・各課は、配車計画策定以降、計画に従い公用車を使用する。使用に際しては、非常時優先業務に必要な場合に限ることはもちろん、省エネ運転等を心掛け、燃料の節約に努める。
- ・平常時から、燃料に関する販売業者との非常時の優先供給に関する協定の締結や備蓄等について検討し、継続的な供給体制の構築を図る。

## 6 . その他の物品・用品等

非常時優先業務を遂行するうえで、その時の状況により予期せず必要となる物品等もあり、各課の非常時優先業務において必要となる物品等は、各課において調達を行うことを原則に、市全体に関わる物品等については、契約監理室が取りまとめのうえ、その調達を行うものとする。

調達した物品等が、必要量に不足する場合には、非常時優先業務の業務開始目標時間等に留意して分配する。

なお各課は、非常時優先業務に必要となる物品等の、平常時からの備蓄についても検討しておく。

## 第6章 業務継続体制の向上

### 1. 計画の見直し・更新

社会的な外部環境の変化や人事異動、事務事業の見直し、組織改編等により、業務や必要な資源は、絶えず変化するため、計画策定後においても、PDCAの手法を用いて継続的に計画の見直し及び更新を行い、実効性を確保する。特に、次の場合においては、積極的に見直し・更新を実施する。

また、大規模災害等の発生により、本市の行政機能が喪失、不全となった場合を想定し、県や他市町村等から円滑に応援を受入れ、有効に活用するための体制整備に努める。

被害想定が更新されたとき

津山市地域防災計画の修正内容が、業務継続計画に影響を及ぼすとき

事務事業の見直しや組織改編が、業務継続計画に影響を及ぼすとき

災害対応や訓練において、課題が明らかになったとき

### 2. 業務継続体制の整備・強化

#### (1) 業務マニュアル等の整備

市の各部局においては、非常時優先業務の迅速かつ効果的な実施に必要な業務マニュアルや様式、関係機関名簿、資料集等について、あらかじめ整備する。

なお、業務マニュアル等については、外部からの応援職員等が速やかに非常時優先業務を実施できるよう、具体的に記載するものとする。

#### (2) 他計画との関係等

津山市地域防災計画をはじめ、防災に関する計画・マニュアル、基準、指針等の策定及び修正に当たっては、業務継続計画の検証、修正等の内容に留意する。

また、津山市地域防災計画の修正等の成果についても、業務継続計画の検証、修正等に反映し、津山市の業務継続体制を強化する。

なお、他の部局等において部門別業務継続計画を策定する場合には、業務継続計画本編の内容との整合性を確認し、必要に応じて修正を行うものとする。

#### (3) 研修・訓練の実施等

災害時に計画が有効に機能するためには、平時から職員一人ひとりが業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識しておく必要がある。このため、毎年度、各所属において、計画の周知・確認を行うとともに、組織的な対応力を高めるため、全庁的な取組による職員研修や実践的な訓練を計画的に実施する。



### 3. 平常時からの備え

#### (1) 各所属長

各所属長は、災害時において非常時優先業務を円滑かつ的確に実施するため、平常時から、緊急時の連絡体制の確保やマニュアル等の作成、所属職員への周知徹底等、業務継続計画の実効性の確保に必要な措置を講じるものとする。

なお、マニュアル等の作成時に考慮すべき事項は、次のとおりとする。

発災時の状況等の具体的な想定

非常時優先業務の業務開始目標時間を踏まえた、災害時の所要人員及び  
応援体制等の整備

指揮命令系統や、情報連絡体制等の整備

指揮者の代行や、災害の長期化に備えたバックアップ体制の構築

業務遂行上の課題と対応策の検討

#### (2) 各職員

各職員は、日常の業務や研修・訓練等を通じ、津山市業務継続計画の内容及び次の事項の習熟に努める。

本市の防災体制と、防災上処理すべき業務（地域防災計画）

災害発生時の動員計画及び自らの役割

各関係機関等との連絡体制

非常時優先業務に係る関係法令の運用

地域の災害リスク及び被害想定

なお、各所属における非常時優先業務の内容については、他の職員の担当業務であっても実施できるよう、業務内容を把握しておく。

また、人事異動等の際には、平常時の業務だけでなく、非常時優先業務の内容についても引継書を作成するなど、確実に引き継ぎを行うものとする。



# 附属資料

1. 「災害応急業務」一覧表

部局名	業務内容	1. 業務開始目標時間					
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
総務部	総務課	情報連絡員、災害現場、避難所等との連絡調整に関する事					
		災害時の通信連絡の確保に関する事					
		本部の事務局に関する事					
	人事課	本部連絡員、情報連絡員等の招集、配置指令に関する事					
		要員の給付、給食及び休養に関する事					
		派遣要員の受け入れに関する事					
		本部の事務局に関する事					
	危機管理室	本部設置、本部員の招集に関する事					
		本部会議に関する事					
		気象情報、注意報、警報等の受領、伝達、周知に関する事					
		災害報告等県との連絡調整に関する事					
		防災関係機関との連絡調整に関する事					
		無線通信設備の運用に関する事					
		応援協定に基づく派遣等の要請に関する事					
		災害関係資料の作成に関する事					
		本部の事務局に関する事					
	情報政策課	災害情報、被害報告等通報の収集及び取りまとめに関する事					
	人権啓発課	施設の災害予防及び被害調査並びに応急措置に関する事					
		避難所（アルネ）開設時の応援に関する事					
		避難所（長期滞在型）運営における調査と助言					
		避難所（長期滞在型）等での人権・DV問題等への対応と助言					
総務部が所管する事務の応援に関する事							
選挙管理委員会	総務部が所管する事務の応援に関する事						

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 .関係機関	6 .受援 の可否
2				×
1				×
4				×
1		通信機器、ネットワーク 回線		×
2				
1			岡山県	
1				
1		通信機器、ネットワーク 回線		
1		通信機器、ネットワーク 回線		
1		通信機器、ネットワーク 回線	岡山地方気象台	
1		通信機器、ネットワーク 回線	岡山県	
1		通信機器、ネットワーク 回線	防災関係機関	
1		通信機器、ネットワーク 回線、防災行政無線	保守管理委託業者	
1		通信機器、ネットワーク 回線	協定締結団体	
1		通信機器、ネットワーク 回線		
1		通信機器、ネットワーク 回線		
2				
5			津山街づくり株式会社	
3			津山街づくり株式会社	
3				
2				
2				
1				

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
総合企画部	政策調整室	本部事務の総合調整に関する事					
		広報車による広報に関する事 (契約監理班の応援)					
	行財政改革推進室	広報車による広報に関する事 (契約監理室の応援)					
		報道機関及び対市民への情報発表に関する事					
	秘書広報室	災害見舞の応接に関する事					
		本部長等の被災地視察に関する事					
		災害写真の撮影、現地録音の実施 その他災害に関する広報資料の収集・作成に関する事					
		避難勧告、指示等の伝達に関する事					
	地域創生戦略室	広報車による広報に関する事 (契約監理班の応援)					
	財政部	財政課	災害関係予算に関する事				
災害関係資金対策及び本部活動用物資(救護物資を除く)の調整、開設時の応援に関する事							
庁舎の安全管理に関する事							
市有施設の非常配備及び輸送の確保に関する事							
市有財産の被害状況調査及び復旧に関する事							
電話による通信連絡の確保に関する事							
契約監理室		広報車による広報に関する事					
税制課納税課		罹災者の避難誘導に関する事					
		罹災者の避難所への収容に関する事					
		避難所の開設及び管理運営に関する事					
課税課		被害状況調査に関する事					
		市税の特別措置に関する事					
		納税班の応援に関する事					

2. 必要人員	3. 使用するシステム	4. 必要な資源	5. 関係機関	6. 受援の可否
2		通信機器	他の地方公共団体 報道機関	×
1		公用車	警察、消防	
1		公用車	警察、消防	
1		通信機器、ネットワーク 回線	報道機関	×
1		通信機器、ネットワーク 回線	連合町内会、警察・消 防などの関係団体	×
1		公用車、カメラ	連合町内会	×
2		通信機器、公用車、カメ ラ		
1		通信機器、ネットワーク 回線、公用車	連合町内会、愛育委員 連合会等の市民団体	×
1		公用車	警察、消防	×
2	財務会計システム	通信機器、ネットワーク 回線		×
2		本部活動用物資	岡山県	
4			請負業者	
3		公用車	請負業者	
2			請負業者	
2		通信機器	請負業者	
2		公用車	警察、消防	
2 0		公用車		
2 0		公用車		
2 0		公用車		
6	総合行政システム、地図情 報システム、家屋評価シス テム、被災者支援システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車、カメラ、 家屋図、下げ振り	システム事業者	
1	総合行政システム	通信機器、ネットワーク 回線	金融機関、コンビニ	×
5		公用車		



部局名	業務内容	1. 業務開始目標時間					
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
環境福祉部	市民課	炊出し用物資、食糧等救護物資の調達、保管、払出しに関する事					
		炊出し用物資、食糧等救護物資の運搬引渡に関する事					
	低炭素都市推進室	環境生活班の応援に関する事					
	環境生活課	公害の予防及び苦情処理その他環境保全に関する事					
		災害時における市民相談に関する事					
		防疫に関する事					
		消毒用、貿易用資材の調達、保管、払出しに関する事					
		埋火葬に関する事					
	環境事業課	清掃及び消毒に関する事					
		災害ごみの収集、処理に関する事					
		施設の災害予防、応急措置及び被害調査に関する事					
		し尿処理に関する事					
		津山圏域資源循環施設組合との連絡調整に関する事					
		津山圏域衛生処理組合との連絡調整に関する事					
	衛生施設課	し尿処理に関する事					
		津山圏域衛生処理組合との連絡調整に関する事					
	生活福祉課 障害福祉課 高齢介護課	災害救助法による総合計画の樹立、経費の精算等に関する事					
		罹災者の救助及び応急扶助に関する事					
		避難行動要支援者対策に関する事					
		福祉避難所の開設及び管理運営に関する事					
一般罹災証明の発行に関する事							
災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関する事							
公用令書の発行に関する事							

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
5		公用車、通信機器		
5		公用車、通信機器		
6				
2	地図情報システム	通信機器、ネットワーク 回線	岡山県	×
2				×
5			岡山県ペストコントロ ール協会	
2				
2				×
5		通信機器、塵芥車、作業 用資機材	岡山県、連合町内会、 収集委託業者	
5		通信機器、塵芥車、作業 用資機材	岡山県、連合町内会、 収集委託業者	
2		通信機器、車両		×
5		通信機器、作業用資機材	岡山県、収集許可業者	
5		通信機器		×
5		通信機器		×
0 . 5			津山圏域衛生処理組合 、し尿処理施設運転管 理業務受託者	
0 . 5			津山圏域衛生処理組合	×
5	財務会計システム、被災者 支援システム	通信機器、ネットワーク 回線	岡山県	×
5	総合行政システム、被災者 支援システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車	岡山県、警察、消防	
5	要支援者支援システム、総 合行政システム、被災者支 援システム	通信機器、ネットワーク 回線	岡山県、警察、消防、 システム事業者	
5	総合行政システム、被災者 支援システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車	岡山県、警察、消防、 指定福祉避難所	
5	総合行政システム、被災者 支援システム	通信機器、ネットワーク 回線	岡山県	
1 9	総合行政システム、被災者 支援システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車	岡山県、警察、消防、 社会福祉協議会	
1 3	総合行政システム、被災者 支援システム	通信機器、ネットワーク 回線	岡山県、警察、消防	

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
環境福祉部	生活福祉課 障害福祉課 高齢介護課	安否情報に関すること					
		生活保護法の適用に関すること					
		罹災者の他地域転出に関すること					
	保険年金課	炊出し用物資、食糧等救護物資の調達、保管、払出しに関すること 炊出し用物資、食糧等救護物資の運搬引渡しに関すること					
こども保健部	こども課	保育所、幼稚園等施設の災害予防及び被害調査並びに応急措置に関すること					
	こども子育て相談室	こども保健対策部各班の応援に関すること					
	健康増進課	医療班の編成及び派遣に関すること					
		病院、医院、診療所その他医療機関の利用に関すること					
		救護所の開設及び管理運営に関すること					
		医療資材の調達、保管、払出しに関すること					
	被災者の健康調査に関すること						
産業経済部	農業振興課	農水産物及び家畜（以下「農業関係等」という。）の災害情報、被害報告等通報の収集及び被害調査並びに災害予防に関すること					
		農業関係等の災害応急対策の企画調整に関すること					
	農村整備課	耕地、水路、ため池、牧野（以下「耕地等」という。）の災害情報、被害報告等通報の収集及び被害調査並びに災害予防に関すること					
		耕地等の被害の応急措置に関すること					
		耕地等の災害応急対策用物資の調達、保管、払出しに関すること					
	森林課	山林、林道等の災害情報、被害報告等通報の収集及び被害調査並びに災害予防に関すること					
山林、林道等の被害の応急措置に関すること							
山林、林道等の災害応急対策用物資の調達、保管、払出しに関すること							

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
5	総合行政システム、被災者支援システム	通信機器、ネットワーク回線	岡山県	
1 1	総合行政システム、生活保護システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車	岡山県、警察、消防、システム事業者	
1 3	総合行政システム、被災者支援システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車	岡山県	
6		通信機器、公用車		
6		通信機器、公用車		
4		通信機器、公用車		
2				
3			医師会、保健所	
3			医師会、災害拠点病院	×
1 5			医師会、日本赤十字社、看護協会	
5			医師会、薬剤師会	
2 0	健康管理システム	通信機器、ネットワーク回線	システム事業者	
8		通信機器、公用車	美作県民局農林水産事業部、津山農協、勝英農協、農業共済、農業委員、推進委員	
2			美作県民局農林水産事業部	
2	地図情報システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車、作業用資機材	水利組合等地元団体	
2	地図情報システム			
2	地図情報システム			
2				×
1				×
1				

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
産業経済部	経済政策課	商工業関係の被害調査及び応急措置に関すること					
		商工業関係の罹災証明の発行に関すること					
		労働者福祉施設の災害予防及び被害の応急措置に関すること					
		避難所（アルネ）の開設に関すること					
	仕事・移住支援室	商工観光対策部各班の応援に関すること					
	みらい産業課	商工観光対策部各班の応援に関すること					
	企業立地課	商工観光対策部各班の応援に関すること					
	観光振興課	観光施設の災害予防及び被害調査並びに応急措置に関すること					
都市建設部	管理課	道路に関する被害状況の把握及び応急対策に関すること					
		災害応急対策資材の調達、保管、払出しに関すること					
		災害時における屋外の避難所・救護所の設置に関すること					
	土木課	災害の予防、拡大防止に関すること					
		災害応急対策に関すること					
		公共土木被害の調査及び復旧に関すること					
	都市計画課	交通規制に関すること					
		被災宅地危険度判定に関すること					
	歴史まちづくり推進室	建設対策部各班の応援に関すること					
	公園緑地課	公園施設の災害予防及び被害調査並びに応急措置に関すること					
	建築住宅課	被災建築物の応急危険度判定に関すること					
		建築物の被害程度の判定に関すること					
仮設住宅の建設に関すること							
市の管理する罹災住宅の応急修理に関すること							
下水道課	水門、ポンプ等の操作運用に関すること						
	下水道施設の災害予防及び被害の応急措置に関すること						

2. 必要人員	3. 使用するシステム	4. 必要な資源	5. 関係機関	6. 受援の可否
2		通信機器、公用車	津山商工会議所	×
2		通信機器		
2		通信機器、公用車		×
2		通信機器、公用車	津山街づくり株式会社	×
4				
6				
3				
4		公用車	津山市観光協会	
2	道路台帳システム	通信機器、ネットワーク回線	システム事業者	
2	財務会計システム			×
2		公用車		
8		公用車、災害応急資材		
6	道路台帳システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車、災害応急資材	システム事業者	
3	積算システム		岡山県、システム事業者	
5		通信機器、公用車、作業用資機材		
150			岡山県	
2				
4	地図情報システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車、作業用資機材	岡山県	
10		公用車	岡山県、岡山県建築士会	
15		公用車	津山圏域消防組合	
10			岡山県、(社)プレファブ建設協会	
5	公営住宅管理システム	通信機器、ネットワーク回線	津山市都市整備公社、システム事業者	
19				
7				

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
地域 振興 部	協働推進室	災害時における各支部との連絡調整に関すること					
		ボランティアの受入等に関する統括及び連絡調整に関すること					
		外国人に対する情報提供及び相談に関すること					
議会事務局		ボランティアの受入等に関する統括及び連絡調整に関すること (協働推進班の応援)					
		議員への連絡調整に関すること					
		災害対策本部の応援に関すること					
監査事務局		ボランティアの受入等に関する統括及び連絡調整に関すること (協働推進班の応援)					
出納室		災害関係資金の需給及び積算に関すること					
		災害見舞金品の受領及び保管に関すること					
水 道 局	経営企画室	水道局の総括及び連絡調整に関すること					
	業務課	応急給水に関すること					
	水道施設課	水道施設の応急対策に関すること					
		災害対策用水の確保に関すること					
		水質検査に関すること					



2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 .関係機関	6 .受援 の可否
3	総合行政システム、地図情報システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車	連合町内会	
3	地図情報システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車	つやまNPO支援センター、社会福祉協議会	
2	総合行政システム、地図情報システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車	NPO津山国際交流の会	
1				
1				×
1				
1				
4	財務会計システム	通信機器、ネットワーク回線、OCR、中国銀行の業務再開	中国銀行、支払先の金融機関	×
2	財務会計システム	通信機器、ネットワーク回線	中国銀行、ゆうちょ銀行	
2			日本水道協会岡山県支部（岡山市）	
6	管網管理システム	通信機器、ネットワーク回線	日水協岡山県支部加盟団体、システム事業者	
8	管網管理システム、浄水施設監視システム	電源、回線	システム事業者	
8	管網管理システム、浄水施設監視システム	電源、回線	システム事業者	
2			岡山県広域水道企業団	

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
学 校 教 育 部	教育総務課	学校等教育施設の災害予防及び被害調査並びに応急措置に関する事 こと					
	学校施設課	学校等教育施設の災害予防及び被害調査並びに応急措置に関する事 こと					
	学校教育課	応急教育対策の樹立及び実施に関 すること					
	保健給食課	学校給食施設の災害予防及び被害 調査並びに応急措置に関する事 こと					
非常炊き出しの実施に関する事 こと							
生 涯 学 習 部	生涯学習課	公民館等社会教育施設の被害の応 急措置及び被害状況の取りまとめ に関する事 こと					
	図書館	図書施設の災害予防及び被害調査 並びに応急措置に関する事 こと					
		避難所（アルネ）開設時の応援に 関する事 こと					
	文化課	文化財、施設の災害予防及び被害 調査並びに応急措置に関する事 こと					
観客の避難誘導等に関する事 こと							
スポーツ課	体育施設の災害予防及び被害調査 並びに応急措置に関する事 こと						

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
6		通信機器、公用車、作業 用資機材	岡山県教育委員会、小 中学校	
1 2		通信機器、公用車、作業 用資機材	岡山県教育委員会、小 中学校、消防署	
6		通信機器、公用車	岡山県教育委員会、小 中学校	
1 0		通信機器、公用車		
5		通信機器	調理及び配送委託業者	
3 0		通信機器、公用車、作業 用資機材		
2		通信機器	アルネ防災センター	
3		防災資機材	アルネ防災センター	
1 4		作業用資機材、カメラ		
5		拡声器		
5		通信機器、公用車、作業 用資機材		

部局名	業務内容	1. 業務開始目標時間					
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
(地域振興部) 各支所・出張所	市民生活課 (阿波：地域振興課)	本部との総合連絡調整に関する事					
		災害情報の収集、本部への連絡に関する事					
		無線通信設備の運用及び通信連絡の確保に関する事					
		災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事					
		各種広報及び情報伝達に関する事					
		罹災者の避難誘導及び避難所への収容に関する事					
		避難所の開設及び管理運営に関する事					
		救護物資の調達、保管、払出しに関する事					
		救護物資の運搬引渡しに関する事					
		被害状況調査に関する事					
		災害ごみの収集、処理に関する事					
		罹災者の救助及び応急扶助に関する事					
		救護所の開設及び管理運営に関する事					
		避難行動要支援者対策に関する事					
	一般罹災証明の発行に関する事						
	産業建設課 (阿波：地域振興課)	公民館等の災害予防及び被害調査並びに応急措置に関する事					
		災害の予防、拡大防止に関する事					
		農林業関係、耕地等、観光施設の災害状況、被害報告等通報の収集及び被害調査並びに災害予防に関する事					
		農林業関係等の被害の応急措置に関する事					
		災害応急対策資材の調達、保管、払出しに関する事					
公共土木災害の調査及び復旧に関する事							
交通規制に関する事							

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
1		通信機器、		×
2		通信機器、公用車		
1		通信機器、防災行政無線		
2		通信機器、公用車、カメラ		
1		通信機器、公用車		
2		通信機器、公用車		
4		通信機器、公用車		
1		通信機器、公用車		
2		通信機器、公用車		
2		通信機器、公用車、カメラ		
2		公用車	津山圏域資源循環施設 組合	
2		通信機器、公用車		
3		通信機器、公用車		
1		通信機器、公用車	社会福祉協議会	
1		通信機器		
1		通信機器		
2	地図情報システム	通信機器、ネットワーク回線、 公用車、作業用資機材	町内会	
2	地図情報システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車、カメラ、 作業用資機材	町内会、消防	
2		通信機器、公用車、作業 用資機材	町内会、岡山県	
1				
2	地図情報システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車、カメラ、 作業用資機材	町内会、岡山県、消防	
2	地図情報システム		岡山県、警察、消防、	

## 2. 通常業務における優先度判定一覧表

部局名	業務内容	1. 業務開始目標時間					
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
総務部	総務課	条例、規則等の制定改廃に関する こと					
		交付、告示及び公告に関する こと					
		市議会に関する こと					
		公印及び文書の総括的管理に 関すること					
		情報公開及び個人情報保護制度 の総合調整に関する こと					
		事務報告に関する こと					
		行政手続きの総括に関する こと					
		訴訟の総合調整に関する こと					
	人事課	職員に関する こと					
		非常勤嘱託職員・臨時職員に 関すること					
		給与・退職手当に関する こと					
		公務災害補償に関する こと					
		職員の保健衛生に関する こと					
		岡山市町村共済組合に 関すること					
退職年金に関する こと							

2. 必要 人員	3. 使用するシステム	4. 必要な資源	5. 関係機関	6. 受援 の可否
2		通信機器、ネットワーク 回線		×
0.5		通信機器		×
0.5		通信機器		×
0.5	文書管理システム	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者	×
0.5		通信機器、ネットワーク 回線		×
0.5		通信機器		×
0.5		通信機器、ネットワーク 回線		×
0.5		通信機器、ネットワーク 回線		×
0.5	人事給与システム 庶務事務システム	通信機器、L G W A N回 線	システム事業者	
1	給与奉行システム	通信機器、ネットワーク 回線	津山労働基準監督署、 システム事業者	
0.5	人事給与システム 財務会計システム 庶務事務システム	通信機器、L G W A N回 線	システム事業者	
0.5		通信機器	地方公務員災害補償基 金岡山県支部	
1		通信機器	産業医	
0.5	人事給与システム 財務会計システム	通信機器、L G W A N回 線	岡山市町村共済組合 、市長会、町村会、金 融機関、システム事業 者	
0		通信機器		



部局名	業務内容	1. 業務開始目標時間					
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	
総務部	情報政策課	地域情報インフラの整備に関する こと					
		総合行政ネットワークに関する こと					
		住民基本台帳ネットワークに関する こと					
		岡山情報ハイウェイの利用に関する こと					
		津山市情報ネットワークの運用・ 管理に関すること					
		津山市情報ネットワークのセキュ リティ対策に関すること					
		共通基盤システムに係る障害対 応・操作に関すること					
		個別業務システムに係る障害対 応・操作に関すること					
		地図情報の利活用及び維持管理に 関すること					
		各種地図及び情報のデータ整備に 関すること					
		地籍調査成果の維持管理に関する こと					
		地籍調査成果の閲覧に関する こと					
	人権啓発課	人権に関する相談業務					
		女性等の相談業務					
		男女共同参画センター「さん・さ ん」の管理運営（アルネ津山との 連絡調整等）					
		津山ファミリー・サポート・セン ター事業（会員コーディネート）					
	選挙管理 委員会	選挙の管理執行					
		選挙人名簿の調整等					
		裁判員候補者、検察審査員候補者 の選定					
		直接請求に関する こと					
国民投票に関する こと							

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
2			ネットワーク事業者	
1 . 5		L G W A N回線	システム事業者	×
1	住民基本台帳ネットワーク		システム事業者	×
0 . 5			岡山県、システム事業者	×
4			システム事業者、ネット ワーク事業者	×
			システム事業者、ネット ワーク事業者	×
			システム事業者	×
	総合行政システム、戸籍シ ステム	L G W A N回線	システム事業者	
1	地図情報システム		岡山県、システム事業者	
			法務局、システム事業者	×
1			法務局、システム事業者	×
1			システム事業者	
1 . 5		通信機器		
1 . 5		通信機器		
2		通信機器、L G W A N回 線	津山街づくり会社	
1 . 5	ファミサポ管理システム	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者	
2	選挙システム	通信機器、ネットワー ク回線	岡山県選挙管理委員会 、ネットワーク事業者	
0 . 5	選挙システム			×
0 . 5	名簿調整プログラム	通信機器	岡山地方裁判所、岡山 検察審査会	×
2	直接請求システム	通信機器、ネットワー ク回線	岡山県選挙管理委員会 、システム事業者	
2	選挙システム			

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
総合企画部	政策調整室	総合調整及び統括に関すること					
	秘書広報室	市長、副市長の公務に係る随行及び連絡調整等の秘書業務に関する こと					
		情報発信に関すること (市ホームページ、フェイスブック、報道連絡)					
財政部	財政課	予算編成に関すること					
		予算執行管理に関すること					
		市債管理及び借入に関すること					
		一時借入金予算執行に関すること					
		庁舎管理に関すること					
		車両管理に関すること					
		財産管理等に関すること					
		共済に関すること					
		財産区に関すること					
	契約監理室	工事等の契約に関すること					
		工事の検査に関すること					
物品の検収に関すること							
物品の購入、修繕に関すること							

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
2				×
1		通信機器		×
1	市ホームページ	通信機器、ネットワーク 回線	報道機関	×
3	財務会計システム	L G W A N回線		×
3	財務会計システム			×
0 . 5	財務会計システム 起債管理システム		システム事業者、金融 機関等	×
0 . 5	財務会計システム			×
1		L G W A N回線	請負業者	×
2			請負業者	×
1			請負業者	×
0 . 5			共済会	
0 . 5			財産区	
1	財務会計システム	通信機器、ネットワーク 回線	請負業者	×
1		公用車	請負業者	×
0		通信機器	請負業者	×
2		通信機器	請負業者	×

部局名	業務内容	1. 業務開始目標時間					
		3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	
財 政 部	税制課	軽自動車税の賦課・減免・調定に関する こと					
		軽自動車税の異議申立に関する こと					
		電算システムに関する こと					
		市税等の証明に関する こと					
		原付自転車等の標識交付に関する こと					
		臨番に関する こと					
		固定資産評価審査委員会に関する こと					
	課税課 (固定資産 税)	固定資産(土地・家屋)の調査に 関すること					
		固定資産(土地・家屋)の評価に 関すること					
		固定資産(償却資産)の調査・申 告・指導・価格決定に関する こと					
		土地・家屋の異動通知に関する こと					
		固定資産等に係る課税台帳等の保 管及び整備に関する こと					
		電算システムに関する こと					
		固定資産(土地・家屋)の評価替 えに関する こと					
		固定資産税・都市計画税の賦課に 関すること					
		固定資産税・都市計画税の減免に 関すること					
		固定資産税・都市計画税の調定に 関すること					
		固定資産税の不服審査・訴訟に 関すること					

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
1	総合行政システム	通信機器、ネットワーク 回線		×
0				×
0 . 5				×
1				×
0				×
0				×
0 . 5	総合行政システム 地図情報システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車		×
2				
2	総合行政システム、地図情 報システム、家屋評価シス テム	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者	×
2	総合行政システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車		
1	総合行政システム 地図システム	通信機器、ネットワーク 回線	法務局	×
1				×
0 . 5				×
0 . 5				×
2				×
0 . 5				×
0 . 5				×
0 . 5				×

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
財 政 部	課税課 (個人市民 税)	申告相談に関する事					
		個人市民税の賦課に関する事					
		個人市民税の減免に関する事					
		個人市民税の異議申立に関する事					
		個人市民税の徴収区分に関する事					
		個人市民税の調定に関する事					
		電算システムに関する事					
	課税課 (法人市民 税)	法人市民税の申告・賦課・減免・ 調定に関する事					
		電算システムに関する事					
		法人市民税の異議申立に関する事					



2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否	
2	総合行政システム、申告支 援システム、国税連携シス テム	通信機器、ネットワー ク 回線	システム事業者 津山税務署	×	
2	総合行政システム、国税連 携システム		システム事業者 津山税務署	×	
0 . 5	総合行政システム			×	
0 . 5				×	
0 . 5				×	
1				×	
1				×	
0 . 5					×
0 . 5	総合行政システム		通信機器、ネットワー ク 回線		×
0 . 5					×
0 . 5				×	

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
環境福祉部	市民課	死亡届受理業務と対策本部、斎場との連携に関する事					
		住民基本台帳業務					
		戸籍の管理業務					
		戸籍の附票業務					
		刑罰、破産、成年被後見人等身分情報の管理					
		印鑑登録業務					
		戸籍謄本、附票、住民票等の証明書交付事務					
		住基支援業務					
		旅券発給業務					
		証明書の郵便請求に関する事務					
		マイナンバーカードの交付事務					
		返戻分個人番号通知カードの交付事務					
		公的機関からの戸籍等の照会					
	環境生活課	市民相談に関する事					
		大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等に係る発生源の監視及び規制指導に関する事					
		公害苦情の処理に関する事					
		斎場に関する事					
		飼犬登録及び狂犬病予防に関する事					

2. 必要人員	3. 使用するシステム	4. 必要な資源	5. 関係機関	6. 受援の可否	
1	総合行政システム、戸籍システム	通信機器、L G W A N回線	法務局	×	
1	総合行政システム、住基ネット		システム事業者	×	
1	総合行政システム、戸籍システム、		法務局、システム事業者	×	
1	戸籍システム		法務局、システム事業者	×	
1			法務局、システム事業者	×	
1	総合行政システム				
2	総合行政システム、戸籍システム		システム事業者		
1			システム事業者		
1	総合行政システム		I C 旅券交付窓口端末機器	岡山県	
2	総合行政システム、戸籍システム		通信機器、L G W A N回線	システム事業者	
1	総合行政システム、住基ネット、顔認証システム	システム事業者		×	
0	住基ネット	システム事業者		×	
0.5	総合行政システム、戸籍システム	システム事業者			
3				×	
1			岡山県、津山圏域消防組合	×	
2	地図情報システム	通信機器、L G W A N回線	岡山県、津山圏域消防組合		
1				×	
1	犬の登録管理システム	通信機器、ネットワーク回線	岡山県	×	

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
環境福祉部	環境事業課	廃棄物処理手数料の賦課、徴収に関する事					
		支所及び出張所との連絡調整に関する事					
		家庭ごみ指定袋制度に関する事					
		最終処分場の管理（運転維持管理）に関する事					
	衛生施設課	し尿処理施設の維持管理に関する事					
	生活福祉課	災害援助に関する事					
		災害援護資金貸付金償還事務に関する事					
		民生費の経理に関する事					
		生活保護経理事務に関する事					
		生活保護法ケースワーク（現業員活動）に関する事					
		面接相談に関する事					
		査察指導に関する事					
		医療扶助事務に関する事					
		介護扶助事務に関する事					
		就労支援事務に関する事					
セーフティネット事業に関する事							
行旅病人及び行旅死亡人の取り扱いに関する事							
自立相談支援事業に関する事							
住居確保給付金に関する事							

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
2	財務会計システム	通信機器、ネットワーク 回線、帳票	金融機関	×
5	公開羅針盤	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者	×
5	指定袋販売管理システム			×
2		通信機器、車両	県	×
1		通信機器	津山圏域衛生処理組合 、し尿処理施設運転管 理業務受託者	
1	総合行政システム	通信機器、公用車	岡山県、警察、消防	
0	総合行政システム、財務会 計システム		岡山県	
0 . 5	財務会計システム	通信機器	岡山県	
0 . 5			岡山県	
4	総合行政システム、生活保 護システム	通信機器、公用車	岡山県、警察、消防、 システム事業者	
2			岡山県、警察、消防、 システム事業者	
			岡山県、警察、消防、 システム事業者	
2	レセプト管理システム	通信機器、ネットワーク 回線	岡山県、医療機関、診 療報酬支払基金	
	生活保護システム		岡山県、岡山県国保連 、システム事業者	
0	総合行政システム、生活保 護システム、		岡山県、ハローワーク 、システム事業者	
	財務会計システム		岡山県	
0	総合行政システム	岡山県		
1	生活困窮者自立支援システ ム		岡山県、ハローワーク 、システム事業者	
			岡山県、ハローワーク 、システム事業者	

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
環 境 福 祉 部	障害福祉課	知的障害者（児）に関すること					
		特別児童扶養手当					
		特別障害者手当					
		心身障害者扶養共済					
		障害者移動支援					
		障害児通所支援					
		障害児相談支援給付					
		高額障害児福祉サービス					
		障害者福祉措置					
		育成医療					
		心身障害者医療費に関すること					
		精神障害者福祉に関すること					
		発達障害者支援法に関する事業					
		難病患者の福祉に関すること					
		障害者虐待防止法に関すること					
		基幹相談支援センターに関するこ と					
		計画相談支援に関すること					
		成年後見制度に関すること					
		障害福祉サービス等支援審査会に 関すること					

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
1	総合行政システム	通信機器、ネットワーク 回線		
		通信機器		
	総合行政システム、自立支 援システム、オクトパス	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者	
	総合行政システム、自立支 援システム		システム事業者	
0 . 5	総合行政システム			
1 . 5	総合行政システム、差額償 還システム		システム事業者、岡山 県国保連	
		通信機器		
	総合行政システム	通信機器、ネットワーク 回線		
0 . 5		通信機器、公用車		
1 . 5		通信機器		
	区分認定システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車	岡山県国保連、システ ム事業者	

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
環境 福祉 部	高齢介護課	介護保険サービス苦情処理に関する こと					
		介護保険認定審査に関する こと					
		介護保険ケアプラン適正化に関する こと					
		介護保険料賦課徴収に関する こと					
		介護保険サービス給付に関する こと					
		地域支援事業（総合事業等）に関する こと					
		地域包括支援センターの支援に関する こと					
		介護保険事業者指導等に関する こと					
		介護保険サービス等各種減額対象 者認定に関すること （資格異動）照会に関する こと					
		窓口事務・照会回答に関する こと					
		高齢者の権利擁護に関する こと					
		在宅老人福祉事業に関する こと					
		老人入所措置に関する こと					



2. 必要人員	3. 使用するシステム	4. 必要な資源	5. 関係機関	6. 受援の可否
0.5		通信機器		
4	総合行政システム、MC、介護保険認定システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車	システム事業者	
0.5		通信機器、ネットワーク回線	システム事業者	
0.5			システム事業者	
0.5			システム事業者	
0.5			システム事業者	
0.5			システム事業者	
0.5	地域包括支援システム		システム事業者	
0.5	総合行政システム、MC、介護保険認定システム		システム事業者	
0.5			システム事業者、岡山県	
0.5			システム事業者	
1			システム事業者	
0.5		システム事業者		
0.5	総合行政システム			
0.5				

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
環境 福祉 部	保険年金課	国保_資格管理に関する事(保険証再交付)					
		国保_資格管理に関する事(保険証再交付以外)					
		国保_保険料に関する事(保険料減免)					
		国保_保険料に関する事(保険料減免以外)					
		国保_保険給付に関する事					
		国保_減額認定等に関する事					
		後期_資格管理に関する事(保険証再交付)					
		後期_資格管理に関する事(保険証再交付以外)					
		後期_保険料に関する事(保険料減免)					
		後期_保険料に関する事(保険料減免以外)					
		後期_保険給付に関する事					
		後期_減額認定等に関する事					
		年金_保険料に関する事(免除に関する事)					
		年金_保険料に関する事(免除に関する事以外)					
		年金_資格取得に関する事					
年金_給付・請求に関する事							

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否	
2	総合行政システム	通信機器、ネットワーク 回線		×	
1				×	
1				×	
1				×	
1			総合行政システム、国保総 合システム	システム事業者	×
0.5			総合行政システム		×
1			総合行政システム、後期高 齢者医療システム	システム事業者	×
0.5	総合行政システム、後期高 齢者医療システム、岡山県 後期高齢者医療広域連合電 算処理システム	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者、岡山 県後期高齢者医療広域 連合	×	
0.5		通信機器、ネットワーク 回線		×	
0.5		通信機器、ネットワーク 回線		×	
0.5		通信機器、ネットワーク 回線		×	
		通信機器、ネットワーク 回線		×	
1	総合行政システム、社会保 険オンラインシステム	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者、日本 年金機構		
0.5		通信機器、ネットワーク 回線			
0.5		通信機器、ネットワーク 回線			
0.5		通信機器、ネットワーク 回線			

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
こ ど も 保 健 部	こども課	保育園（所）に関すること					
		幼稚園に関すること					
		認定こども園に関すること					
		児童館に関すること					
		放課後児童クラブに関すること					
		助産・母子生活支援施設入所に関する こと					
		DV被害者支援に関すること					
		児童手当、児童扶養手当支給に関 すること					
		ひとり親家庭等の支援に関するこ と					
		ひとり家庭親等医療費、子ども医 療費に関すること					
		未熟児養育医療費に関すること					
	こども子育 て相談室	児童相談業務に関すること					
		虐待通告に関すること					
		要保護家庭への支援に関すること					
子育て短期支援事業に関すること							

2. 必要人員	3. 使用するシステム	4. 必要な資源	5. 関係機関	6. 受援の可否
1	総合行政システム	通信機器、L G W A N回線	岡山県	
1			岡山県	
1			岡山県	
1				×
1				
1	総合行政システム	通信機器、L G W A N回線	岡山県	
1	財務会計システム		岡山県	×
1	総合行政システム、財務会計システム、児扶システム		岡山県	
2	総合行政システム 財務会計システム		岡山県、津山公共職業安定所	
1				
0.5	総合行政システム、財務会計システム、未熟児療育医療システム	通信機器、ネットワーク回線	システム事業者、岡山県	
2			津山児童相談所	×
2			津山児童相談所	×
2			津山児童相談所	×
0.5			市内の児童養護施設	×

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
こ ど も 保 健 部	健康増進課	感染症の予防等に関すること					
		母子健康手帳に関すること(妊娠の届出)					
		虐待等緊急性の高い訪問(ハイリスク妊産婦連絡票等含む)					
		生命に係る緊急相談、緊急訪問等に関すること(措置入院等含む)					
		救急医療(相談等)に関すること					
		各種健康相談に関すること					
		各種申請、支払事務に関すること					
		妊産婦、乳幼児の訪問に関すること					
		栄養相談、栄養指導に関すること(電話相談等)					
		精神保健に関すること					
		健康教育(情報提供)に関すること					

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
10	健康管理システム	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者	
1			システム事業者	×
3			システム事業者	×
5			保健所、システム事業者	×
2			医師会、津山圏域消防 組合、システム事業者	
5			システム事業者	
3	財務会計システム	通信機器、ネットワーク 回線		×
10	健康管理システム	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者	×
3			システム事業者	
3			システム事業者	
2				×

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
産 業 経 済 部	農業振興課	農地の権利移動・転用に関する こと					
		農業振興地域整備促進事業に関する こと					
	農村整備課	広域農道等維持管理事業に関する こと					
		ため池に関する こと					
		農地及び農業用施設の災害復旧に 関すること					
	森林課	林道災害復旧に関する こと					
		林道激甚災害復旧に関する こと					
	経済政策課	商店街組合等への情報提供と状況 把握に関する こと					
		商業関係団体等への情報提供と状況 把握に関する こと					
		バス運行事業者の運行状況の把握 等					
		経営安定関連保証の認定に関する こと					
		J Rに関する こと					
	企業立地課	企業立地調整事務					



2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 .関係機関	6 .受援 の可否
2	地図情報システム 農地台帳システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車	農業委員会、システム 事業者	
2			農業委員会、システム 事業者	
2	地図情報システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車、作業用資 機材	美作県民局、町内会等 地元団体	
2			ため池管理者、水利組 合等地元団体	
2			水利組合等地元団体	
2			美作県民局	
3			美作県民局	
2				
2		通信機器、公用車、L G W A N回線	津山商工会議所	×
2			中鉄北部バス等	
1		L G W A N回線	信用保証協会、各金融 機関（銀行等）	×
2		通信機器、公用車、L G W A N回線	J R西日本	
3		通信機器、公用車		×

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
都 市 建 設 部	管理課	事業に伴う土地、建物等の取得並びにこれに伴う補償、契約及び登記に関する業務					
	土木課	市道の管理に関する事					
		河川の管理に関する事					
		橋りょうの維持補修に関する事					
		交通安全施設に関する事					
		市道の維持補修工事に関する事					
		土木施設災害復旧事業に関する事					
		災害防止対策事業に関する事					
		土木工事の設計・施工及び監督に関する事					
	都市計画課	都計法、宅造法、県土保全の開発に関する事					
		各種証明に関する事					
		ホームページ保守管理に関する事					
		津山駅北口広場管理運営に関する事					
		駐車場管理運営に関する事					
		都市計画道路工事等の設計・施工及び監督に関する事					
	公園緑地課	公園施設の維持管理及び運営に関する事					
	建築住宅課	建築基準法等関係法令の建築確認申請・許認可業務					
		建設リサイクル法届出業務					
		維持補修に関する事					
		行政財産目的外使用に許可に関する事					
		市営住宅の管理（入居者募集、家賃決定に関する事）					
		入居者からの苦情、要望への対応に関する事					
		災害等の住宅確保要配慮者に関する事					

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
2	地図情報システム 財務会計システム	通信機器、ネットワーク 回線	法務局	×
2	道路台帳システム	通信機器、公用車、作業 用資機材	システム事業者	
2			システム事業者	
2	積算システム	通信機器、L G W A N回 線、公用車、作業用資機 材	岡山県、システム事業 者、岡山県建設技術セ ンター	
2	積算システム、地図情報シ ステム		岡山県、システム事業 者	
2			岡山県、システム事業 者	
2			岡山県、システム事業 者	
2	積算システム		請負業者、システム事 業者	×
1	地図情報システム			岡山県
0 . 5	地図情報システム 財務会計システム			×
0 . 5				×
1	財務会計システム			
1			津山市都市整備公社	
1	積算システム	通信機器、L G W A N回 線、公用車、作業用資機 材	請負業者、システム事 業者	×
2	積算システム 地図情報システム		岡山県、システム事業 者	
2		通信機器、L G W A N回 線	岡山県建築指導課	
1		通信機器		
3	公営住宅管理システム	通信機器、ネットワーク 回線	津山市都市整備公社	
1			津山市都市整備公社	×
1			津山市都市整備公社	×
1			津山市都市整備公社	
1			津山市都市整備公社	×

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
都市建設部	下水道課	浄化センターの維持管理に関する こと					
		公共下水道施設の維持管理に関する こと					
		農業集落排水施設の維持管理に関する こと					
		樋門、排水ポンプ等の維持管理に関する こと					
		下水道施設工事の設計・施工及び 監督に関すること					
地域振興部	協働推進室	つやま市民活動センターの運営に 関すること（ボランティア）					
		各支所にまたがる課題の調整に関する こと					
		連合町内会との連絡調整に関する こと					
		国際交流関係団体との連絡調整に関する こと					
		津山市コミュニティセンターの管理 運営に関すること（貸館に関する こと）					
議会事務局		人事・給与及び会計経理に関する こと					
		議員共済・議長会及び事務局会議 に関すること					
		本会議・委員会・協議会・公聴会 等に関すること					
監査事務局		住民監査請求監査（法令等により 期限内に行うことが定められたもの）					
出納室		扶助費、報酬、給与、賃金などの 審査と支払					
		契約等により支払期限が定められて いるものの審査と支払					

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
3		公用車	委託業者	
8	下水道図面管理システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車	委託業者、システム事 業者	
6			委託業者、システム事 業者	
3		公用車	消防団	
2	下水道工事積算システム	通信機器、ネットワー ク回線、公用車、作業用資 機材	請負業者、システム事 業者	×
1		通信機器、公用車	つやま NPO 支援センタ ー、社会福祉協議会	
1		通信機器、公用車		×
1		通信機器、公用車	連合町内会	×
1		通信機器、公用車	NPO 津山国際交流の会	
0 . 5		通信機器	つやま NPO 支援センタ ー	×
1	財務会計システム	通信機器、ネットワー ク回線		×
1			全国・中国・岡山市 議会議長会	×
3				×
1		通信機器	住民監査請求に係る相 談弁護士	×
4	財務会計システム イントラネット	通信機器、ネットワー ク回線、OCR	中国銀行、支払先の金 融機関	×
4	財務会計システム イントラネット	通信機器、ネットワー ク回線、OCR	中国銀行、支払先の金 融機関	×

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
水道局	経営企画室	市長部局その他の団体との連絡調整に関する事					
		浄水場運転場の委託業務に関する事					
	業務課	広報に関する事					
		庶務に関する事					
		企業会計に関する事					
		出納取扱金融機関及び現金取扱員に関する事					
		工事請負契約に関する事					
		開閉栓に関する事					
		料金その他収入金の調定及び減免に関する事					
		納入通知書、領収書の送付及び収入消込に関する事					
		水道施設課	水道施設の維持管理に関する事				
	給水装置工事にに関する事						

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
1		通信機器	岡山県、厚生労働省、 日本水道協会、上下水 道協会組合	×
2		通信機器、公用車	岡山県広域水道企業団	×
1		通信機器		×
2		通信機器		×
2	企業会計システム		システム事業者	×
2	財務会計システム	通信機器、ネットワーク 回線		×
2	財務会計システム			×
2	開閉栓管理システム	通信機器、ネットワーク 回線、公用車	システム事業者	×
1	収納システム	通信機器、ネットワーク 回線	システム事業者	×
2	収納システム		システム事業者	×
1 0	地図情報システム			
2	地図情報システム			

部局名		業務内容	1. 業務開始目標時間				
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
学 校 教 育 部	教育総務課	人事、給与に関すること					
	学校施設課	学校施設等工事の設計、施工及び監督に関すること					
		学校施設等の災害復旧に関すること					
		学校施設等の維持管理に関すること					
	学校教育課	児童生徒の就学に関すること					
		学校の教育課程に関すること					
		教科用図書事務に関すること（転入者への対応）					
		学習指導・生徒指導に関すること					
		学校安全に関すること					
	保健給食課	給食調理場等の管理に関すること（各センター及び各学校での対応に属さないもの）					
給食センター管理運営に関すること（調理に関することを除く）							



2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
2		通信機器		
6		公用車	請負業者	×
1		公用車、作業用資機材等	委託業者、関係工事業者	×
5		公用車、作業用資機材等	学校、委託業者、関係工事業者	
1			岡山県教育委員会、各学校	×
2			岡山県教育委員会、各学校	×
1			岡山県教育委員会、各学校	×
2			岡山県教育委員会、各学校	×
2			岡山県教育委員会、各学校	×
1			各学校	×
1			委託業者、工事業者	×

部局名	業務内容	1. 業務開始目標時間					
		3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	
(地域振興部) 各支所・出張所	市民生活課 (阿波：地域振興課)	支所庁舎の維持管理に関する事 (宿日直を含む)					
		支所の車両の管理に関する事					
		広聴及び広報に関する事					
		消防防災に関する事					
		防犯に関する事					
		地元町内会との連絡調整に関する 事					
		選挙管理に関する事					
		戸籍等各種諸届書の受付に関する 事					
	埋火葬の許可に関する事						
	産業建設課 (阿波：地域振興課)	農林災害復旧事業業務に関する事 事					
		道路・河川等の施設維持管理に関 する事					
		土木施設の災害防止と災害復旧に 関する事					
		除雪に関する事					

2 .必要 人員	3 .使用するシステム	4 .必要な資源	5 . 関係機関	6 .受援 の可否
1		通信機器		
1		公用車		
1		公用車		
2		通信機器、公用車	津山圏域消防組合 消防団	
2		通信機器、公用車	警察署	
1		通信機器、公用車	町内会	×
1	総合行政システム		岡山県選挙管理委員会	
2	総合行政システム、戸籍システム	通信機器、ネットワーク回線	他の地方公共団体	×
2	総合行政システム、戸籍システム		法務局	×
2	CAD、新積算システム、 地図情報システム	通信機器、ネットワーク回線、公用車、作業用資機材等	岡山県、町内会、土地改良事業団体連合会、森林協会、測量業者	
2			土木業者、岡山県、町内会	
2			岡山県、町内会	
4		通信機器、公用車（除雪車両）	岡山県、除雪委託業者	